

第 66 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 58 年 9 月 13 日）

第 422 号議案 松山広域都市計画公園の変更（北条市決定）

都市計画公園に第 91 号新開児童公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、91、新開児童公園、北条市辻、約 0.27 ha、園路及び広場、修景施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

当地区は最近宅地開発が進み、住宅が急増しているのに加え、交通量の多い国道 196 号と国鉄予讃本線が縦断しており付近の児童が安心して遊べる場所がないため、今回児童公園として計画決定し、近郊児童の遊戯の場とし併せて児童を交通事故から防止するものである。

第 423 号議案 松山広域都市計画公園の変更（松山市決定）

都市計画公園に第 92 号鴨川公園及び第 93 号内宮公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童、92、鴨川公園、松山市鴨川 1 丁目、約 0.25 ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

児童、93、内宮公園、松山市内宮町、約 0.12 ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

松山市における公園施設の総合的かつ効果的な配置を検討した結果、本案のとおり公園計画し、もって児童の福祉の向上ならびに健全な都市整備を図るものである。

第 424 号議案 松山広域都市計画公園の変更（松前町決定）

都市計画公園に第 94 号塩屋公園を次のとおり追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童、94、塩屋公園、伊予郡松前町大字北川原字原端、約 0.27 ha、園路、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

激発する都市交通公害から児童の生命を守り、情操を深める教育の場として、またレクリエーションを提供する安らぎの場として塩屋公園を本案のとおり計画決定するものである。

第 425 号議案 東予広域都市計画公園の変更（西条市決定）

都市計画公園に第 2,2,18 号小川公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童、2,2,18、小川公園、西条市大町字受、約 0.11ha、園路及び広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設、

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

付近には児童公園が整備されておらず、交通事故防止、児童の生育環境の改善などを図るため、都市化された大町小川地区に児童公園を整備するものである。

第 426 号議案 松山広域都市計画緑地の変更（松山市決定）

都市計画緑地に第 8 号三津浜緑地を次のように追加する。

【名称（番号、緑地名）、位置、面積、備考】

8、三津浜緑地、松山市三津 2 丁目、三津 3 丁目、約 0.3ha、園路、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

松山市の緑地の計画的な配置を検討した結果、本案のとおり緑地を計画し、地域の環境整備を図ると共に市民及び地域住民の健康増進に資するものである。

第 427 号議案 東予広域都市計画道路の変更（新居浜市決定）

1 都市計画道路中 9,7,1 号中央環状線を 8,7,1 号中央環状線に名称を改め、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、8,7,1、中央環状線、新居浜市新須賀町 4 丁目地先河川敷、新居浜市一宮町 2 丁目、（新須賀町 4 丁目地先河川敷、東雲町 1 丁目地先河川敷、東雲町 2 丁目地先河川敷、東雲町 3 丁目地先河川敷、郷 5 丁目地先河川敷、郷 4 丁目地先河川敷、庄内町 6 丁目地先河川敷、城下町、坂井町 3 丁目、坂井町 2 丁目、坂井町 1 丁目、政枝町 2 丁目、政枝町 1 丁目、西の土居町 1 丁目、西の土居町 2 丁目、久保田町 2 丁目、一宮町 2 丁目）、約 6,250m、地表式、2.0m、幹線道路駅前滝の宮線、原地庄内線と平面交差、幹線道路、国鉄と立体交差 4 箇所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

中央環状線は既成市街地を循環する自転車歩行者道として昭和 49 年度に計画決定されたものであるが、県道 133 号（多喜浜泉川線）と市道（上郷下東田線）の交差点（城下橋東詰）において近年交通事故が多発し、朝夕の通勤通学時における交通混雑は他に類を見ない程であり今回平面交差を立体交差に変更することにより、通勤通学者の安全確保と一般交通の円滑化を図る。なお、昭和 54 年 3 月 31 日付け建設省都市局長通達の改正に伴い、併せて今回路線番号の変更も行う。

第 428 号議案 松山広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中 1,2,2 号平田町下難波線を 3,2,2 号平田町下難波線に名称を改め、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線道路、3,2,2 平田町下難波線、松山市平田町、北条市下難波字御領田、（松山市福角町、北条市河原字乙田、北条市辻字八郎）、約 1,2270m、30m、

内訳、松山市堀江町、北条市小川、880m、地下式、10.75 m×2、11,390m、地表式、14～50m、国鉄予讃線と立体交差、一般国道 196 号と起点及び終点で平面交差

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由

松山広域都市計画区域における都市計画道路において、将来の交通量、将来の周辺土地利用等に対応して現国道 196 号線の交差点付近の計画変更が必要となり、都市計画の変更を行うものである。

第 429 号議案 今治広域都市計画高速鉄道の決定（愛媛県知事決定）

都市計画日本国有鉄道予讃本線を次のように決定する。

1 線路部分

【名称、位置（起点、終点、主な経過地）、区域、構造（構造形式、地表式の区間における幹線街路等との交差の構造）、備考】

日本国有鉄道予讃本線、今治市辻堂字五反地、今治市高部字碁石山、（今治市北宝来町 1 丁目）、約 7,390m、「線路線数 1」連続立体交差化事業

内訳、今治市蔵敷町 2 丁目、今治市高地町 1 丁目、（今治市北宝来町 1 丁目）、約 2,030m、嵩上式、約 5,360m、地表式、幹線街路 3,6,42 学校線と平面交差、幹線街路と立体交差 1 箇所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

2 主要施設

【名称（都市高速鉄道、施設名）、位置、区域、備考】

日本国有鉄道予讃本線、今治駅、今治市北宝来町 1 丁目、約 10,800m²

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

流通拠点都市を目標とする今治市には、日本国有鉄道予讃本線が市街中心部を分断して走行しており、都市機能を著しく低下させている。こうした状況を解消するため、道路と鉄道を連続立体交差化することにより 10 箇所の踏切を除去し、効率的な交通体系の確立を図ると共に、健全な都市基盤整備を促進するため、日本国有鉄道予讃本線を都市高速鉄道として決定しようとするものである。

第 430 号議案 今治広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

1 都市計画道路中 2,1,1 号今治近見線及び 2,2,7 号別宮大新田線を 3,5,8 号今治近見線に名称を改め、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,5,8、今治近見線、今治市別宮町 2 丁目、今治市大新田町 5 丁目、（今治市別宮町 7 丁目）、約 1,930m、地表式、15m、幹線街路と平面交差 7 箇所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

2 都市計画道路中

1,1,1 号広小路線を 3,2,1 号広小路線、

1,2,1 号宅間長沢線を 3,2,2 号宅間長沢線、

1,3,1 号駅裏大通線を 3,3,3 号駅裏大通線、

1,3,2 号宮脇片山線を 3,3,4 号宮脇片山線、

1,3,3 号今治本町波止浜高部線を 3,3,5 号今治本町波止浜高部線、

1,3,4号鳥生大浜八町線を3,3,6号鳥生大浜八町線、
1,3,5号大坪通土橋線を3,3,7号大坪通土橋線、
2,1,2号内港大通線を3,4,9号内港大通線、
2,1,3号内港浜ノ窪線を3,4,10号内港浜ノ窪線、
2,1,4号今治立花線を3,4,11号今治立花線、
2,1,5号今治駅天保山線を3,4,12号今治駅天保山線、
2,1,6号別宮漁師町線を3,4,13号別宮漁師町線、
2,2,8号中堀樋口前線を3,4,17号中堀樋口前線、
2,2,9号波止浜中道線を3,4,18号波止浜中道線、
2,3,8号今治日高線を3,5,27号今治日高線、
2,3,17号丸田辻堂線を3,5,35号丸田辻堂線、
2,3,18号丸田馬越線を3,5,36号丸田馬越線、
2,3,19号波止浜停車場蛭子町線を3,5,37号波止浜停車場蛭子町線、
2,3,20号大坪通榎橋線を3,5,38号大坪通榎橋線、
2,3,22号波止浜五番浜線を3,5,40号波止浜五番浜線に名称を改め、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,2,1 広小路線、今治市北宝来町1丁目、今治市片原町1丁目、(今治市別宮町1丁目)、
約1,140m、地表式、36m、幹線街路と平面交差6箇所、名称変更

なお、起点付近に約5,200m²の今治駅東口駅前広場を設ける。終点付近に約8,900m²の港務所前広場を設ける。

幹線街路、3,2,2 宅間長沢線、今治市宅間字高津和、今治市長沢字式反地、(今治市片山字曾根)、約
13,400m、地表式、30m、幹線街路と平面交差4箇所、名称変更

幹線街路、3,3,3 駅裏大通線、今治市常盤町5丁目、今治市北日吉町1丁目、(今治市中日吉町1丁
目)、約600m、地表式、25m、幹線街路と平面交差3箇所、名称変更

幹線街路、3,3,4 宮脇片山線、今治市別宮町3丁目、今治市山路字下平、(今治市北宝来町3丁目)、
約2,330m、地表式、25m、国鉄予讃本線と立体交差、幹線街路と平面交差6箇所

幹線街路、3,3,5 今治本町波止浜高部線、今治市本町2丁目、今治市波止浜高部下、(今治市高部長
谷)、約4,900m、地表式、25m、幹線街路と平面交差7箇所、名称変更

幹線街路、3,3,6、鳥生大浜八町線、今治市東鳥生町2丁目、今治市八町字コゴ、(今治市北高下町4丁目)、
約3,160m、地表式、25m、国鉄予讃本線と立体交差、幹線街路と平面交差5箇所、名称変更

幹線街路、3,3,7、大坪通土橋線、今治市蔵敷町2丁目、今治市北高下町4丁目、(今治市広紹寺町1
丁目)、約1,350m、地表式、25m、幹線街路と平面交差4箇所、名称変更

幹線街路、3,4,9、内港大通線、今治市中浜町1丁目、今治市天保山町1丁目、(今治市恵比須町2丁
目)、約900m、地表式、18m、幹線街路と平面交差5箇所、名称変更

幹線街路、3,4,10、内港浜ノ窪線、今治市恵美須町3丁目、今治市喜田村字榎ヶ本767番1、(今治市
東鳥生町1丁目)、約2,980m、地表式、18m、幹線街路と平面交差6箇所、名称変更

幹線街路、3,4,11、今治立花線、今治市別宮町1丁目、今治市衣干町2丁目、(今治市祇園町1丁目)、
約2,760m、地表式、18m、幹線街路と平面交差9箇所、名称変更

幹線街路、3,4,12、今治駅天保山線、今治市北宝来町1丁目、今治市天保山町3丁目、(今治市南宝来

町2丁目)、約2,100m、地表式、20m、幹線街路と平面交差8箇所、名称変更
幹線街路、3,4,13、別宮漁師町線、今治市別宮町4丁目、今治市美保町1丁目、(今治市本町5丁目)、
約680m、地表式、18m、幹線街路と平面交差3箇所、名称変更
幹線街路、3,4,17、中堀樋口前線、今治市波止浜字中堀、今治市波止浜字樋口前、(今治市波止浜字中
堀)、約1,070m、地表式、16m、幹線街路と平面交差3箇所、名称変更
幹線街路、3,4,18、波止浜中道線、今治市波止浜字中堀、越智郡波方町波方字郷、(今治市波止浜字地
堀)、約1,280m、地表式、16m、幹線街路と平面交差2箇所、名称変更
幹線街路、3,5,27、今治日高線、今治市常盤町4丁目、今治市高橋字伊予熊、(今治市常盤町8丁目)、約
5,030m、地表式、12m、国鉄予讃本線と立体交差、幹線街路と平面交差6箇所、名称変更
幹線街路、3,5,35、丸田辻堂線、今治市常盤町8丁目、今治市辻堂字角淵、(今治市郷六ヶ内町2丁目)、
約2,520m、地表式、12m、幹線街路と平面交差4箇所、名称変更
幹線街路、3,5,36、丸田馬越線、今治市常盤町8丁目、今治市山路町1丁目、(今治市馬越町1丁目)、
約850m、地表式、12m、幹線街路と平面交差3箇所、名称変更
幹線街路、3,5,37、波止浜停車場蛭子町線、今治市高部字家の下、今治市波止浜蛭子町、(今治市波止
浜蓬萊町、約1,340m、地表式、12m、幹線街路と平面交差3箇所、名称変更
なお、起点付近に約1,800m²の波止浜駅前広場を設ける。

終点付近約1,200m²の波止浜港広場を設ける。

幹線街路、3,5,38、大坪通榎橋線、今治市南宝来町3丁目、今治市蒼社町1丁目、(今治市蔵敷町2丁目)、
約580m、地表式、12m、国鉄予讃本線と立体交差、幹線街路と平面交差3箇所、名称変更

幹線街路、3,5,40、波止浜五番浜線、今治市波止浜字中堀、今治市波止浜字樋口前、(今治市波止浜字
地堀)、約1,540m、地表式、12m、幹線街路と平面交差3箇所、名称変更

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

都市計画都市高速鉄道予讃本線の高架計画、関連都市計画道路の変更及び全般的な都市内道路網の見直しに伴い、都市計画道路の名称を改め、市街地の合理的な土地利用を図るものである。

第431号議案 今治広域都市計画道路の変更(今治市決定)

1 都市計画道路中

2,2,3号今治駅北浜町線を3,5,14号今治駅北浜町線、

2,2,5号第5前線を3,5,15号第5前線、

2,2,10号臨港線を3,5,19号臨港線、

2,3,1号広小路大新田線を3,5,20号広小路大新田線、

2,3,2号一番町線を3,5,21号一番町線、

2,3,3号広小路新町線を3,5,22号広小路新町線、

2,3,4号常盤町線を3,5,23号常盤町線、

2,3,5号弥生通線を3,5,24号弥生通線、

2,3,6号泉川通線を3,5,25号泉川通線、

2,3,7号黄金通蒼社川通線を3,5,26号黄金通蒼社川通線、

2,3,9号今治駅裏口泰山寺線を3,5,28号今治駅裏口泰山寺線、

2,3,10号竹屋町線を3,5,29号竹屋町線、

2,3,11号高地線を3,5,30号高地線、
2,3,12号内港天保山線を3,5,31号内港天保山線、
2,3,13号蒼社橋天保山線を3,5,32号蒼社橋天保山線、
2,3,15号大坪通土居宮線を3,5,33号大坪通土居宮線、
2,3,16号榎町線を3,5,34号榎町線、
2,3,21号東村鳥越線を3,5,39号東村鳥越線、
1,小,3号学校線を3,6,42号学校線、
1,小,4号桜井漁港線を3,6,43号桜井漁港線、
1,小,1号広小路美保町線を7,6,1号広小路美保町線、
1,小,2号蒼社橋日高線を7,5,2号蒼社橋蔵敷線に名称を改め、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,5,14、今治駅北浜町線、今治市北宝来町2丁目、今治市本町7丁目、(今治市別宮町6丁目)、約1,730m、地表式、15m、幹線街路と平面交差7箇所
幹線街路、3,5,15、第5前線、今治市蒼社町1丁目、今治市北日吉町1丁目、(今治市常盤町6丁目)、約1,260m、地表式、15m、幹線街路と平面交差5箇所、名称変更
幹線街路、3,5,19、臨港線、今治市蔵敷町2丁目、今治市東門町2丁目、(今治市旭町5丁目)、約1550m、地表式、15m、幹線街路と平面交差6箇所、名称変更
幹線街路、3,5,20、広小路大新田線、今治市共栄町2丁目、今治市大新田町3丁目、(今治市室屋町7丁目)、約1,370m、地表式、12m、幹線街路と平面交差5箇所、名称変更
幹線街路、3,5,21、一番町線、今治市共栄町1丁目、今治市黄金町1丁目、(今治市常盤町3丁目)、約360m、地表式、12m、幹線街路と平面交差3箇所、名称変更
幹線街路、3,5,22、広小路新町線、今治市本町1丁目、今治市常盤町2丁目、約90m、地表式、12m、幹線街路と平面交差2箇所、名称変更
幹線街路、3,5,23、常盤町線、今治市常盤町3丁目、今治市常盤町1丁目、(今治市常盤町2丁目)、約560m、地表式、12m、幹線街路と平面交差4箇所、名称変更
幹線街路、3,5,24、弥生通線、今治市旭町1丁目、今治市恵美須町1丁目、(今治市黄金町2丁目)、約570m、地表式、12m、幹線街路と平面交差4箇所、名称変更
幹線街路、3,5,25、泉川通線、今治市通町3丁目、今治市鯉池町3丁目、(今治市泉川町1丁目)、約2,400m、地表式、12m、国鉄予讃本線と立体交差、幹線街路と平面交差7箇所、名称変更
幹線街路、3,5,26、黄金通蒼社川通線、今治市黄金町2丁目、今治市黄金町6丁目、(今治市黄金町4丁目)、約980m、地表式、12m、幹線街路と平面交差5箇所、名称変更
幹線街路、3,5,28、今治駅裏口泰山寺線、今治市中日吉町1丁目、今治市小泉字保持、(今治市馬越町1丁目)、約2,400m、地表式、12m、幹線街路と平面交差4箇所
なお、起点付近に約3,000m²の今治駅西口駅前広場を設ける。
幹線街路、3,5,29、竹屋町線、今治市南大門町4丁目、今治市本町6丁目、(今治市室屋町5丁目)、約880m、地表式、12m、幹線街路と平面交差4箇所、名称変更
幹線街路、3,5,30、高地線、今治市別宮町8丁目、今治市高地町1丁目、(今治市別宮町9丁目)、約410m、地表式、12m、国鉄予讃本線と立体交差、幹線街路と平面交差2箇所
幹線街路、3,5,31、内港天保山線、今治市天保山町2丁目、今治市天保山町5丁目、(今治市天保山町

3丁目)、約990m、地表式、12m、幹線街路と平面交差4箇所、名称変更

幹線街路、3,5,32、蒼社橋天保山線、今治市旭町5丁目、今治市天保山町5丁目、(今治市美須賀町4丁目)、約1,240m、地表式、12m、幹線街路と平面交差4箇所、名称変更

幹線街路、3,5,33、大坪通土居宮線、今治市南宝来町3丁目、今治市旭町5丁目、(今治市蔵敷町2丁目)、約290m、地表式、12m、幹線街路と平面交差2箇所、名称変更

幹線街路、3,5,34、榎町線、今治市常盤町5丁目、今治市蒼社町1丁目、(今治市泉川町1丁目)、約820m、地表式、12m、幹線街路と平面交差3箇所、名称変更

幹線街路、3,5,39、東村鳥越線、今治市東村上立、今治市国分字向、(今治市国分字鳥越)、約1,740m、地表式、12m、名称変更

幹線街路、3,6,42、学校線、今治市南鳥生町3丁目、今治市郷六ヶ内町2丁目、(今治市土橋町1丁目)、約1,540m、地表式、9m、国鉄予讃本線と平面交差、幹線街路と平面交差3箇所、名称変更

幹線街路、3,6,43、桜井漁港線、今治市古国分字丸山、今治市古国分字天神原裾、(今治市桜井町畑濱ノ町)、約690m、地表式、9m、名称変更

区画街路、7,6,1、広小路美保町線、今治市中浜町2丁目、今治市本町6丁目、(今治市美保町2丁目)、約1,020m、地表式、8m、幹線街路と平面交差4箇所、名称変更

区画街路、7,5,2、蒼社橋蔵敷線、今治市旭町5丁目、今治市蔵敷町2丁目、(今治市蔵敷町2丁目)、約450m、地表式、12m、幹線街路と平面交差2箇所

2 都市計画道路に、3,5,44号北宝来近見線ほか、15路線を次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,5,44、北宝来近見線、今治市北宝来町4丁目、今治市大浜字ヲコキ川、(今治市別宮町9丁目)、約2,660m、地表式、15m、幹線街路と平面交差3箇所

区画街路、7,6,3、榎橋日高線、今治市蒼社町1丁目、今治市高橋字大縄田、(今治市小泉字大縄)、約3610m、地表式、8m、幹線街路と平面交差4箇所

区画街路、7,7,4、高架側道1号線、今治市蒼社町1丁目、今治市蒼社町1丁目、(今治市蒼社町1丁目)、約50m、地表式、4m、幹線街路と平面交差1箇所、関連側道約50m

区画街路、7,7,5、高架側道2号線、今治市蒼社町1丁目、今治市泉川町1丁目、(今治市蒼社町1丁目)、約310m、地表式、6m、幹線街路と平面交差2箇所、関連側道約310m

区画街路、7,7,6、高架側道3号線、今治市蔵敷町1丁目、今治市蔵敷町1丁目、(今治市蔵敷町1丁目)、約190m、地表式、9m、幹線街路と平面交差1箇所、関連側道約190m

区画街路、7,7,7、高架側道4号線、今治市常盤町5丁目、今治市常盤町5丁目、(今治市常盤町5丁目)、約100m、地表式、6m、幹線街路と平面交差1箇所、関連側道約100m

区画街路、7,7,8、高架側道5号線、今治市常盤町5丁目、今治市北宝来町1丁目、(今治市常盤町5丁目)、約110m、地表式、6m、幹線街路と平面交差1箇所、関連側道約110m

区画街路、7,7,9、高架側道6号線、今治市常盤町4丁目、今治市常盤町4丁目、(今治市常盤町4丁目)、約80m、地表式、6m、幹線街路と平面交差1箇所、関連側道約80m

区画街路、7,7,10、高架側道7号線、今治市北日吉町1丁目、今治市北日吉町1丁目、(今治市北日吉町1丁目)、約100m、地表式、6m、幹線街路と平面交差1箇所、関連側道約100m

区画街路、7,7,11、高架側道8号線、今治市北宝来町2丁目、今治市北宝来町3丁目、(今治市北宝来町3丁目)、約230m、地表式、6m、幹線街路と平面交差1箇所、付替側道約230m

区画街路、7,7,12、高架側道 9 号線、今治市北宝来町 4 丁目、今治市北宝来町 4 丁目、(今治市北宝来町 4 丁目)、約 80m、地表式、6m、幹線街路と平面交差 1 箇所、関連側道約 80m

区画街路、7,7,13、高架側道 10 号線、今治市宮下町 1 丁目、今治市宮下町 1 丁目、(今治市宮下町 1 丁目)、約 60m、地表式、6m

区画街路、7,7,14、高架側道 11 号線、今治市高地町 1 丁目、今治市高地町 1 丁目、(今治市高地町 1 丁目)、約 170m、地表式、6m、幹線街路と平面交差 1 箇所、

区画街路、7,7,15、高架側道 12 号線、今治市高地町 2 丁目、今治市石井町 5 丁目、(今治市高地町 2 丁目)、約 150m、地表式、4m、付替側道約 150m

区画街路、7,5,16、常盤町大坪通線、今治市常盤町 4 丁目、今治市蔵敷町 1 丁目、(今治市南宝来町 1 丁目)、約 650m、地表式、12m、幹線街路と平面交差 3 箇所、

特殊街路、8,7,1、蔵敷榎橋線、今治市蔵敷町 2 丁目、今治市蒼社町 1 丁目、(今治市蒼社町 1 丁目)、約 360m、地表式、3m、国鉄予讃本線と立体交差、幹線街路 3,3,7 大坪通土橋線と平面交差、幹線街路 3,5,38 大坪通榎橋線と平面交差

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

都市計画都市高速鉄道予讃本線の高架計画、関連都市計画道路の変更及び全般的な都市内道路網の見直しに伴い、都市計画道路の名称を改め、市街地の合理的な土地利用を図るものである。

第 432 号議案 今治広域都市計画道路の変更 (大西町決定)

都市計画道路中 2,3,23 号政所本線を 3,5,41 号政所本線に名称を改め、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,5,41、政所本線、大西町大字九王甲 2070-2 番地、大西町大字九王甲 2427-1 番地、(大西町三軒屋政所)、約 790m、地表式、12m、町道大通線と平面交差、名称変更

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

都市計画都市高速鉄道予讃本線の高架計画、及び全般的な都市内道路網の見直しに伴い、都市計画区域内の都市計画道路の名称を改め、市街地の合理的な土地利用を図るものである。

第 433 号議案 今治広域都市計画公園の変更 (今治市決定)

都市計画公園中第 2,2,22 号浅川西公園を次のように変更する。

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積、備考】

児童、2,2,22、浅川西公園、今治市別宮町 9 丁目の地内、約 0.25 ha、主な施設、園路及び広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設、

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

当該公園は市街地の中心より北西へ約 1km、浅川、国道 317 号線、鴨川および予讃本線にかこまれた浅川北部地区のほぼ中央に位置する第 2 種住居専用地域である。又付近は住宅の密集した人口集中地区であるが昭和 51 年 8 月 12 日都市計画決定(市決定)したこの公園と都市計画街路高地線との相互の重複をさけるため今回隣接地へ位置変更し、住民の福祉増進のため児童公園の適切な配置整備しようとするものである。

会議録（事務局説明と質疑のみ）

第 428 号議案

事務局：本路線は松山市平田町を起点として、北条市下難波を終点とする延長約 12,270m 基本幅員 30m の路線で、昭和 51 年に都市計画決定を行い、このうち北条バイパスについては、同年度から建設省の直轄事業として整備を進めているものであります。その後、昭和 54 年度から昭和 56 年度にかけて実施した松山広域都市圏総合都市交通体系調査による将来計画として、この道路はさらに 4 車線で今治方面に延伸する必要があるとされており、将来これが延伸された場合には、国道 196 号線との取合部は、専ら北条市内への交通を処理するものであり、現計画路線では北条市街地からの利用が非常に困難な形態となっているため、今回国道 196 号線とほぼ直角に計画路線を変更し、北条市街地への円滑な交通処理を行うものであります。

第 429 号議案

事務局：高架事業区間は、蔵敷町 2 丁目の起点の蒼社川左岸を起点として、松山方面に向かって石井町 1 丁目の相谷池付近まで約 2,610m です。このうち高架橋の区間は約 2,120m で、取付部として土工区間いわゆる盛土の区間が起点側に約 110m、終点側に約 380m、合計 490m が計画されている。蒼社川左岸から国道 196 号線の別宮踏切の付近までは現在の海側に仮線を設け、現在線敷に高架橋を建設、それ以降は現在線の山側に高架橋を建設する。縦断計画は、起点付近の第 1 大坪高架橋と終点附近の高地高架橋をコントロールポイントとして、この区間にある踏切について高架橋完成後の桁下高を 4.7m 確保し、駅部は車輛の留置を行うためにレベルとすることを前提として計画した。この高架計画により、泉川、宝来、常盤町など 10 箇所踏切を除却し、泉川、宝来、別宮など 15 箇所の立体交差を行う。また、高架完成後の騒音の軽減、日照障害などの環境保全を図るため、人家連坦地区に基本幅員 6m の高架側道 12 路線延長約 1,630m を計画している。

委員：全面的に賛成。鳥取市で見学したが非常にきれいにできている。

委員：国鉄四国総局に尋ねたい。国鉄側の見解や抱負を伺いたい。

国鉄四国総局：長期になり、非常に申し訳ない。我々としても最大限努力したい。完成後の残地の問題、広場の問題について今後ご協力賜わりたい。

430 号議案、431 号議案、432 号議案、

事務局：北宝来近見線については、今治市中心部や松山方面から波止浜地区への交通量は、将来の架橋により大幅に増加すると予想されている。これに対して国道 317 号線の外、国道を補強する幹線と今治近見線が計画されているが、この路線は住宅地を分断しており居住環境の保全に問題があること、都心部の交通混雑の解消、鉄道高架事業により生じる残地利用等を総合的に検討し、鉄道沿いに新たに追加した。なお、これにより、今治近見線は国道 317 号線の交差点から終点までの間、約 1,670m を廃止するとともに本路線と別宮大新田線を一本化し、延長約 1,930m、幅員 15m の路線に変更する。宮脇片山線と今治駅北浜町線の交差点に駅方向から松山方面への左折専用線を新たに設ける。今治駅裏泰山寺線については、新しい駅のコンコースの通り抜けの関係で高架計画に併せて駅前広場の形状を変更する。

高地線については、起点の交差点が変形交差路になっており、街区を斜めに横切っているため、今回、路線を街区にほぼ直角に変更し、土地利用の効率化を図る。

次に、蒼社橋蔵敷線、榎橋蔵敷線、榎橋日高線、蔵敷榎橋線は蒼社川の左岸堤防に決定されている蒼社

橋日高線の変更によるものです。この路線は、現在鉄道路線と平面交差の計画になっており、今回、河川の堤外地を利用して立体交差に変更するとともに、大坪通土橋線から榎橋の間約 360m、幅員 3m を特殊街路の蔵敷榎橋線とし、残りの部分については蒼社橋から大坪通土橋の間を区画街路蒼社橋蔵敷線延長約 450m、幅員 12m、榎橋から終点日高までの榎橋日高線延長約 3,610m、幅員 8m に変更したい。なお、この外に区画街路として高架側道等 13 路線延長約 2,280m を追加する。

第 67 回 愛媛県都市計画地方審議会（常務委員会）（日時：昭和 58 年 10 月 24 日）

第 434 号議案 と畜場の敷地の位置の決定

次のと畜場の敷地の位置については、都市計画上支障がないと認めたい。

【名称、位置、敷地面積、建築面積、構造、備考】

経済連伊予食肉センター、伊予市下吾川字北野、11,242m²、3,421 m²、鉄骨造平屋建、申請者 愛媛
県経済農業協同組合連合会 会長理事

理由

当施設は、昭和 39 年に建設し操業を行ってきたが、最近の肉畜生産の増大に伴う部分肉流通の拡大に対処するため、カット工場を増築するものである。

第 68 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 59 年 2 月 3 日）

第 435 号議案 東予広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

- 1 都市計画公園中 4,4,1 号小松中央公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

地区公園、4,4,1、小松中央公園、小松町大字新屋敷字藍刈、字池ノ谷、字池ノ西、字藍刈池ノ西の地内、約 6.7ha、園路及び広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、便益施設、管理施設、展望台

「区域は、計画図表示のとおり」

- 2 都市計画公園に 4,4,2 号山根公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

地区公園、4,4,2、山根公園、新居浜市角野新田 3 丁目の地内、約 6.1ha、園路及び広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

東予広域都市計画公園において、地区住民の屋外における休息、遊戯、運動その他レクリエーションの用に供することとあわせて都市環境の保全及び改善に資するため、小松町で小松中央公園を拡大し、新居浜市で山根公園を追加するものである。

第 436 号議案 松山広域都市計画緑地の変更（松山市決定）

都市計画緑地中第 1 号石手川緑地を次のように変更する。

【名称（番号、緑地名）、位置、面積、備考】

- 1、石手川緑地、松山市石手川河川敷、約 68.4ha、都市緑地

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

当緑地は昭和 23 年より河川敷との併用緑地として都市計画決定し、各種公園施設の整備を進めてきたが、今回堤内地において道路事業等との調整を行い緑地区域の一部を本案のとおり変更するものである。

第 437 号議案 松山広域都市計画下水道の変更（松山市決定）

都市計画松山公共下水道を次のように変更する。

- 1 下水道の名称：松山公共下水道
- 2 排水区域

【名称、面積、摘要】

松山公共下水道、約 3,089ha、中央排水区 3,015ha、三津排水区 74ha、変更なし

「区域は、計画図表示のとおり」

- 3 下水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

- 1 号幹線、生石町、道後湯之町、0.9m～5.0m、約 5,410m、中央処理区（合流管）
- 2 号幹線、湊町 8 丁目、勝山町 1 丁目、1.0m～1.80m、約 2,810m、中央処理区（合流管）
- 3 号幹線、竹原町 1 丁目、柳井町 2 丁目、1.0m～1.20m、約 1,160m、中央処理区（合流管）

4号幹線、湊町8丁目、藤原町、0.9m~1.35m、約1,300m、中央処理区（合流管）
5号幹線、築山町、石手2丁目、0.30m~1.95m、約2,460m、中央処理区（合流管）
6号幹線、千舟町5丁目、此花町、0.40m~1.0m、約1,960m、中央処理区（合流管）
中央1号污水幹線、南江戸4丁目、北梅本町、0.25m~1.65m、約12,200m、中央処理区（分流污水管）
中央2号污水幹線、南江戸4丁目、祝谷3丁目、0.25m~0.90m、約5,400m、中央処理区（分流污水管）
中央3号污水幹線、生石町、和泉北3丁目、1.10m~1.50m、約2,350m、中央処理区（分流污水管）
中央4号污水幹線、保免町、今在家町、0.60m~1.10m、約5,000m、中央処理区（分流污水管）
清水1号污水幹線、萱町6丁目、清水町4丁目、0.25m~0.70m、約920m、中央処理区（分流污水管）
味生1号污水幹線、南江戸4丁目、南江戸6丁目、0.25m~0.80m、約820m、中央処理区（分流污水管）
久米1号污水幹線、北久米町、北久米町、0.25m~0.30m、約1,190m、中央処理区（分流污水管）
久米2号污水幹線、来住町、平井町、0.25m~0.45m、約2,950m、中央処理区（分流污水管）
桑原1号污水幹線、枝松町6丁目、溝辺町、0.25m~0.60m、約3,830m、中央処理区（分流污水管）
桑原2号污水幹線、東本1丁目、正円寺4丁目、0.25m~0.35m、約1,040m、中央処理区（分流污水管）
桑原3号污水幹線、東本2丁目、畑寺3丁目、0.35m~0.40m、約1,150m、中央処理区（分流污水管）
桑原4号污水幹線、枝松町6丁目、三町3丁目、0.25m~0.35m、約1,170m、中央処理区（分流污水管）
石井1号污水幹線、天山町、東石井町、0.30m~0.35m、約980m、中央処理区（分流污水管）
石井2号污水幹線、古川町、星岡町、0.25m~0.60m、約3,660m、中央処理区（分流污水管）
素鷲1号污水幹線、朝生田町、小坂1丁目、0.25m~0.80m、約2,820m、中央処理区（分流污水管）
素鷲2号污水幹線、朝生田町、小坂1丁目、0.25m~0.80m、約1,900m、中央処理区（分流污水管）
浮穴1号污水幹線、北井門町、森松町、0.40m~0.60m、約1,830m、中央処理区（分流污水管）
保免污水圧送幹線、土居田町、保免町、1.55m~1.80m、約1,260m、中央処理区（分流污水管）
雨水吐口、文京町、道後北代、1.50m、約270m、中央処理区（分流污水管）
溝辺污水幹線、石手1丁目、溝辺町、0.30m~0.35m、約250m、中央処理区（分流污水管）
溝辺污水圧送幹線、石手2丁目、石手1丁目、0.20m、約630m、中央処理区（分流污水管）
保免1号污水幹線、保免町、保免町、0.35m~0.60m、約800m、中央処理区（分流污水管）
保免2号污水幹線、保免町、保免町、0.40m~0.45m、約450m、中央処理区（分流污水管）
1号増補管、生石町、湊町8丁目、2.00m、約790m、中央処理区（合流管）
1号第1増補管、湊町8丁目、萱町5丁目、1.50m~2.00m、約2,070m、中央処理区（合流管）
1号第2増補管、千舟町8丁目、平和通1丁目、1.35m~4.60m、約3,340m、中央処理区（合流管）
1号第3増補管、文京町、道後湯之町、1.20m~2.20m、約1,150m、中央処理区（合流管）
2号増補管、南江戸3丁目、千舟町8丁目、5.00m、約920m、中央処理区（合流管）
2号第1増補管、三番町7丁目、大街道3丁目、1.20m~1.65m、約1,550m、中央処理区（合流管）
2号第2増補管、千舟町7丁目、勝山町1丁目、1.50m~2.40m、約2,260m、中央処理区（合流管）
3号第1増補管、湊町8丁目、柳井町2丁目、1.35m~2.20m、約1,980m、中央処理区（合流管）
3号第2増補管、土橋町、土橋町、0.90m、約290m、中央処理区（合流管）
3号第3増補管、藤原町、藤原町、1.50m、約410m、中央処理区（合流管）
6号第1増補管、大街道1丁目、湊町3丁目、1.10m、約180m、中央処理区（合流管）
6号第2増補管、千舟町2丁目、湊町2丁目、0.70m、約100m、中央処理区（合流管）
6号第3増補管、勝山町1丁目、築山町、1.35m、約230m、中央処理区（合流管）
道後1号雨水幹線、祝谷6丁目、祝谷6丁目、0.90m、約380m、本庁排水区（分流雨水管）

道後 2 号雨水幹線、祝谷 4 丁目、祝谷 5 丁目、0.90m、約 210m、本庁排水区（分流雨水管）
 道後 3 号雨水幹線、祝谷 3 丁目、祝谷東町、0.90～1.00m、約 560m、本庁排水区（分流雨水管）
 道後 4 号雨水幹線、祝谷 3 丁目、祝谷 4 丁目、0.80～0.90m、約 310m、本庁排水区（分流雨水管）
 道後 5 号雨水幹線、道後姫塚、道後姫塚、1.00m、約 260m、本庁排水区（分流雨水管）
 道後 6 号雨水幹線、石手 2 丁目、石手 2 丁目、1.00m、約 180m、本庁排水区（分流雨水管）
 道後 7 号雨水幹線、紅葉町、石手 4 丁目、1.00m～1.30m、約 300m、本庁排水区（分流雨水管）
 清水 1 号雨水幹線、御幸 1 丁目、御幸 1 丁目、0.90m、約 490m、本庁排水区（分流雨水管）
 清水 2 号雨水幹線、山越 1 丁目、御幸 2 丁目、0.90～1.30m、約 500m、本庁排水区（分流雨水管）
 清水 3 号雨水幹線、中央 1 丁目、高砂町 3 丁目、0.90～1.30m、約 1,000m、本庁排水区（分流雨水管）
 新玉 1 号雨水幹線、南江戸 4 丁目、三番町 8 丁目、1.30m～1.50m、約 1,220m、本庁排水区（分流雨水管）
 新玉 2 号雨水幹線、生石町、生石町、1.10m～1.50m、約 620m、本庁排水区（分流雨水管）
 味生 1 号雨水幹線、北斎院町、南江戸 6 丁目、1.80m、約 720m、本庁排水区（分流雨水管）
 雄郡 1 号雨水幹線、空港通 1 丁目、小栗 5 丁目、1.00m～1.40m、約 1,270m、本庁排水区（分流雨水管）
 雄郡 2 号雨水幹線、空港通 1 丁目、和泉北 2 丁目、1.60m～2.28m、約 1,210m、本庁排水区（分流雨水管）
 雄郡 3 号雨水幹線、土居田町、土居田町、1.40m～1.50m、約 500m、本庁排水区（分流雨水管）
 味酒 1 号雨水幹線、衣山 2 丁目、朝日ヶ丘 2 丁目、0.80m～1.40m、約 600m、本庁排水区（分流雨水管）
 味酒 2 号雨水幹線、美沢 1 丁目、美沢 1 丁目、1.10m～1.30m、約 440m、本庁排水区（分流雨水管）
 味酒 3 号雨水幹線、愛光町、愛光町、0.90m～1.00m、約 230m、本庁排水区（分流雨水管）
 余土 1 号雨水幹線、保免町、和泉北 3 丁目、1.00m～1.90m、約 870m、本庁排水区（分流雨水管）
 湯山 1 号雨水幹線、樽味 1 丁目、上高野町、2.94m～5.88m、約 2,830m、小野川排水区（分流雨水管）
 桑原 1 号雨水幹線、畑寺 3 丁目、東野 5 丁目、1.30m～1.60m、約 1,400m、小野川排水区（分流雨水管）
 桑原 2 号雨水幹線、松末 2 丁目、樽味 3 丁目、1.10m～1.90m、約 1,740m、小野川排水区（分流雨水管）
 桑原 3 号雨水幹線、松末 2 丁目、枝松町 2 丁目、1.10m～1.90m、約 1,220m、小野川排水区（分流雨水管）
 久米 1 号雨水幹線、松末 2 丁目、福音寺町、1.20m～1.60m、約 1,370m、小野川排水区（分流雨水管）
 素鷲 1 号雨水幹線、朝生田町、小坂 2 丁目、1.00m～3.00m、約 2,160m、小野川排水区（分流雨水管）
 素鷲 2 号雨水幹線、天山町、祇園町、1.10m～1.60m、約 1,020m、小野川排水区（分流雨水管）
 素鷲 3 号雨水幹線、朝生田町、立花 3 丁目、1.00m～1.40m、約 810m、小野川排水区（分流雨水管）
 素鷲 4 号雨水幹線、朝生田町、立花 6 丁目、1.00m～1.90m、約 900m、小野川排水区（分流雨水管）
 石井 1 号雨水幹線、朝生田町、天山町、1.00m～1.10m、約 670m、小野川排水区（分流雨水管）
 持田雨水幹線、錦町、持田町 1 丁目、1.10m～1.80m、約 1,450m、本庁排水区（分流雨水管）
 平和通雨水幹線、清水町 2 丁目、道後町 3 丁目、1.00m～2.14m、約 1,580m、本庁排水区（分流雨水管）
 新玉 3 号雨水幹線、南江戸 3 丁目、南江戸 1 丁目、1.40m、約 450m、本庁排水区（分流雨水管）
 道後 8 号雨水幹線、道後湯之町、道後湯之町、1.40m、約 450m、本庁排水区（分流雨水管）
 道後 9 号雨水幹線、道後湯之町、祝谷 1 丁目、1.30m～2.00m、約 720m、本庁排水区（分流雨水管）
 道後 10 号雨水幹線、道後多幸町、祝谷 1 丁目、1.10m、約 400m、本庁排水区（分流雨水管）
 三津 1 号幹線、梅田町、梅田町、1.0m、約 150m、三津排水区（合流管）
 三津 2 号幹線、梅田町、三津 3 丁目、1.0m、約 300m、三津排水区（合流管）
 その他、約 565,910m、雨水管 154,250m、汚水管 320,650m、合流管 91,010m

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ場

【名称、位置、敷地面積、摘要】

保免中継ポンプ場、保免町、約 810m²、ポンプ 36.7m³/分

第 1 中継ポンプ場、南江戸 4 丁目、処理場内、ポンプ 3.5m³/分

溝辺中継ポンプ場、石手 1 丁目、約 70m²、ポンプ 1.7m³/分

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

中央処理場、生石町、南江戸 4 丁目、約 11,4970m²、中級処理、約 43,280 m³/日、高級処理約 168,160 m³/日

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

変更理由

松山広域都市計画下水道は、前回昭和 53 年 7 月に丸山中継ポンプ場の位置を変更する都市計画決定を行って以来、年々事業化を進めてきたが、今回次に示すような変更を行い、下水道事業の円滑な進捗を図ろうとするものである。

- 1 合流区域の計画雨水量の見直し（実験式から合理式に変更）に伴う増補管の追加
- 2 合流区域の一部分流化に伴う雨水幹線の追加
- 3 溝辺地区の排水系統の見直しに伴う幹線及びポンプ場の新設
- 4 流入幹線のルート変更に伴う保免ポンプ場の位置の変更

第 438 号議案 今治広域都市計画下水道の変更（今治市決定）

都市計画今治公共下水道を次のように変更する。

- 1 下水道の名称：今治公共下水道
- 2 排水区域

【名称、面積、備考】

今治公共下水道、約 1,100ha、（污水）中央第 1 処理系統、約 169ha、中央第 2 処理系統、約 254ha、中央第 3 処理系統、約 243ha、近見処理系統、約 196ha、立花処理系統、約 238ha、（雨水）日吉川第 2 排水区、約 7ha、日吉川第 3 排水区、約 38ha、泉川第 1 排水区、約 72ha、泉川第 2 排水区、約 1ha、青木排水区、約 36ha、天保山排水区、約 44ha、浅川第 1 排水区、約 37ha、浅川第 2 排水区、約 43ha、浅川第 3 排水区、約 10ha、浅川第 4 排水区、約 25ha、山田川排水区、約 6ha、近見排水区、約 123ha、鴨川排水区、約 3ha、中井出排水区、約 37ha、馴合川排水区、約 2ha、竜登川第 2 排水区、約 1ha、御物川排水区、約 115ha、高下川排水区、約 121ha、合流区域約 379ha

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

3-1 污水

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

本町通幹線、本町 4 丁目、常盤町 4 丁目、1.2m～1.65m、1,070m、合流式污水、円形菅

恵美須町幹線、本町 1 丁目、恵美須町 1 丁目、0.9m、300m、合流式污水、円形菅

今治駅・天保山幹線、天保山町 3 丁目、南宝来町 3 丁目、0.9m～1.35m、1,200m、合流式污水、円形菅

蔵敷・旭町・泉川幹線、天保山町 2 丁目、東門町 3 丁目、1.35m～1.8m、580m、合流式污水、円形菅

北新町幹線、北浜町、本町 4 丁目、1.65m～1.8m、540m、合流式污水、円形菅
 竹屋町幹線、本町 6 丁目、北宝来町 3 丁目、1.1m～1.2m、1,310m、合流式污水、円形菅
 北浜町幹線、北浜町、北浜町、1.8m、370m、合流式污水、円形菅
 常盤町幹線、常盤町 4 丁目、常盤町 6 丁目、0.9m～1.1m、910m、合流式污水、円形菅
 二級国道 196 号幹線、北宝来町 3 丁目、北日吉町 1 丁目、0.9m～1.1m、190m、合流式污水、円形菅
 鯉池排水第 1 污水幹線、天保山町 2 丁目、泉川町 1 丁目、0.6m～1.0m、2,830m、分流式污水、円形菅
 鯉池排水第 2 污水幹線、泉川町 1 丁目、常盤町 8 丁目、0.45m～0.6m、1,240m、分流式污水、円形菅
 乃万污水幹線、蔵敷町 1 丁目、阿方字畑寺田、0.7m～1.0m、3,830m、分流式污水、円形菅
 日高污水幹線、馬越町 3 丁目、片山字大直、0.60m、330m、分流式污水、円形菅
 大新田污水幹線、大新田町 3 丁目、宮下町 1 丁目、0.40m～0.70m、1,880m、分流式污水、円形菅
 石井污水幹線、大新田町 5 丁目、大新田町 5 丁目、0.35m、400m、分流式污水、円形菅
 的場污水幹線、大新田町 4 丁目、近見区字藪ノ内、0.35m～0.50m、860m、分流式污水、円形菅
 立花排水第 1 污水幹線、東鳥生町 2 丁目地先、郷本町 2 丁目、0.30m～1.10m、3,350m、分流式污水、円形菅
 鳥生大浜・八丁污水幹線、北高下町 1 丁目、北高下町 3 丁目、0.60m、500m、分流式污水、円形菅
 第 1 圧送污水幹線、天保山町 4 丁目、東鳥生町 2 丁目地先、0.45m、2,570m、分流式污水、円形菅
 第 2 圧送污水幹線、天保山町 4 丁目、天保山町 2 丁目、0.7m、1,810m、合流式污水、円形菅
 第 3 圧送污水幹線、天保山町 2 丁目、北浜町、0.6m～0.7m、4,740m、合流式污水、円形菅
 天保山污水圧送幹線、天保山町 4 丁目、天保山町 5 丁目、0.40m、160m、分流式污水、円形菅
 近見污水圧送幹線、北浜町、大新田町 3 丁目、0.40m、490m、分流式污水、円形菅
 処理場吐口、天保山町 2 丁目、天保山町 4 丁目、1.5m、740m、合流式污水、円形菅
 天保山ポンプ場吐口、天保山町 2 丁目、天保山町 2 丁目、1.5m、110m、合流式污水、円形菅
 北浜ポンプ場吐口、北浜町、北浜町、3.0m～6.6m、10m、合流式污水、円形菅
 「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

3-2 雨水

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

金星川 1 号雨水幹線、恵美須町 1 丁目、泉川町 1 丁目、3.4m～4.0m、1,300m、分流式雨水、開渠
 金星川 2 号雨水幹線、泉川町 1 丁目、片山字上新田、2.1m～3.9m、1,160m、分流式雨水、開渠
 金星川 3 号雨水幹線、恵美須町 3 丁目、旭町 3 丁目、1.2m、970m、分流式雨水、暗渠
 泉川 1 号雨水幹線、南日吉町 2 丁目、常盤町 7 丁目、2.2m、240m、分流式雨水、開渠
 日吉川雨水幹線、北日吉町 2 丁目、北日吉町 2 丁目、1.3m、80m、分流式雨水、開渠
 浅川 1 号雨水幹線、阿方字一丁地、延喜、1.8m～2.5m、1,240m、分流式雨水、開渠
 浅川 6 号雨水幹線、馬越町 2 丁目、馬越町 3 丁目、1.6m、440m、分流式雨水、開渠
 浅川 7 号雨水幹線、別宮町 9 丁目、宮下町 1 丁目、1.7m～1.9m、300m、分流式雨水、開渠
 近見 1 号雨水幹線、大新田町 1 丁目、石井町 1 丁目、2.5m～7.2m、1,340m、分流式雨水、開渠
 近見 2 号雨水幹線、別宮町 7 丁目、大新田町 4 丁目、2.35m～3.0m、600m、分流式雨水、開渠
 近見 3 号雨水幹線、大新田町 1 丁目、鐘場町 2 丁目、3.7m～4.4m、460m、分流式雨水、開渠
 近見ポンプ場吐口、大新田町 1 丁目、大新田町 3 丁目、3.3m、20m、分流式雨水、暗渠
 御物川 1 号雨水幹線、東鳥生町 1 丁目、郷宗常寺、2.9m～4.0m、約 1,540m、分流式雨水、開渠
 御物川 3 号雨水幹線、郷宗常寺、郷八ツ目、1.7m～2.1m、180m、分流式雨水、開渠
 御物川 4 号雨水幹線、郷本町 1 丁目、郷本町 2 丁目、1.5m、330m、分流式雨水、開渠

御物川 5 号雨水幹線、立花町 3 丁目、立花町 1 丁目、1.5m、420m、分流式雨水、開渠
高下川 1 号雨水幹線、東鳥生町 4 丁目、土橋町 1 丁目、2.1m～5.4m、1,590m、分流式雨水、開渠
高下川 2 号雨水幹線、東鳥生町 4 丁目、東鳥生町 3 丁目、3.0m～3.2m、約 880m、分流式雨水、開渠
大浜 1 号雨水幹線、東鳥生町 4 丁目、東鳥生町 2 丁目、2.0m～8.5m、約 990m、分流式雨水、開渠
その他、約 195,100m、分流式雨水、暗渠・開渠

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

北浜ポンプ場、北浜町、7,360m²、汚水・雨水
天保山ポンプ場、天保山町 2 丁目、5,120m²、汚水・雨水
立花中継ポンプ場、東鳥生町 2 丁目地先、2,320m²、汚水
天保山第 2 中継ポンプ場、天保山町 5 丁目、1,050m²、汚水
近見ポンプ場、大新田町 3 丁目、6,300 m²、汚水・雨水

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

今治終末処理場、天保山町 4 丁目、約 33,000m²

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

前回決定区域の事業は汚水処理施設を中心とした整備が進められており、約 49%が完了している。一方、雨水排除施設は、主として浸水区域を重点に整備を進めており、現在近見排水ポンプ場に着手し鋭意施行中である。しかしながら近年市中心市街地の上流に位置する日吉川第 2 排水区は宅地化が著しく進み、たん水区域の減少に伴って雨水流出量が増大しており、下流市街地において浸水被害が発生している。現計画では金星川の上流部流域の雨水を日吉川へカットする計画であるが、放流先日吉川の改修には長期間を要するため、今回河川改修計画との調整を図り、金星川現況流域と整合した雨水計画に変更し、下流市街地の浸水被害の防除につとめるものである。

会議録（事務局説明と質疑のみ）

第 436 号議案

委員：この計画区域内に戦前から住宅などが建てられているが、戦後は特に戦災などにより多数の住宅が建てられている。役所の方では、長い間苦勞されているが、区域内の全体の整備が概ねいつごろになるのか伺いたい。

事務局：全体計画では、計画面積が 69.2ha で、現在までに 28ha を供用しているが、河川の堤外地にいわれるような住宅が多数建っている。河川管理者の建設省とか県の河川管理者と協議して、河川計画と並行しながら取り除いていくことになっている。強制的にはではなく、徐々に整備していこうと考えている。

委員：一朝一夕にできるものではないので、無理のないように徐々に努力願いたい。

第 437 号議案

委員：松山市から以前に協議があったが、国鉄線にかかるものが 4 箇所ある。昭和 58 年 11 月 5 日付の文書で、松山市には一応異存ないと回答しているが、県から松山市に、実施協議の段階でもっと詳細に協議するよう指導していただきたい。

事務局：本事業は都市計画決定に係るもので、事業認可の段階では、当然詳しく協議するだろう。県でもそのように指導する。

第 438 号議案

委員：これから計画決定をして事業を実施する場合に、県道、市町村道で工事が行われる場合、下水、上水、ガス、電話ケーブル、高配電気ケーブル等が思い思いに工事され、同じ個所がかなり近い頻度で掘り起こされると、いつまでも改善されない。災害や事故の場合はやむを得ないとして、通常の工事では関係者で協議をして年次計画くらいは立て、年の間に何回も掘り起こすことは回避してもらいたい。

事務局：行政としては、電気、通信管理者などと地下埋設物協議会で極力調整している。

委員：縦覧者が少ない、意見書の提出者が少ないということだが、書類を整えるための縦覧や意見を求めるのではなく、できるだけたくさんの人に参加してもらい、意見を聞かせてもらうよう、事前に十分意見を求めてもらいたい。

第 69 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 59 年 3 月 29 日）

第 439 号議案 南予レクリエーション都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

1 都市計画道路中

- 2,1,1 栄町北宇和島停車場線を 3,4,2 栄町港高串線、
- 2,1,3 栄町来村線を 3,4,5 栄町港保田線、
- 1,3,1 丸の内丸穂線を 3,3,1 中央町線、
- 2,1,2 栄町丸の内線を 3,4,3 栄町港丸の内線、
- 2,2,1 宇和島停車場宇和島港線を 3,5,6 栄町港築地町線、
- 2,3,7 丸の内明倫町線を 3,4,7 丸の内坂下津線、
- 2,3,10 山際明倫町線を 3,5,8 中沢町榊形線、
- 2,3,12 龍光院前明倫町線を 3,5,9 新町明倫町線、
- 2,3,14 船大工町樺崎線を 3,5,10 恵美須町築地町線、
- 2,3,18 文京町線を 3,5,12 文京町線、
- 2,3,15 朝日町大浦線を 3,5,25 寿町住吉町線、
- 1,小,12 須賀川南堤防線を 7,6,1 須賀川南堤防線に名称を改め次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

- 幹線街路、3,4,2、栄町港高串線、宇和島市栄町港 3 丁目、宇和島市高串、（宇和島市和霊元町 4 丁目）、約 2,610m、地表式、16m、幹線街路と平面交差 1 箇所
- 幹線街路、3,4,5、栄町港保田線、宇和島市栄町港 2 丁目、宇和島市保田、（宇和島市丸之内 3 丁目）、約 3,440m、地表式、16m、幹線街路と平面交差 2 箇所
- 幹線街路、3,3,1、中央町線、宇和島市中央町 2 丁目、宇和島市中央町 2 丁目、（宇和島市中央町 2 丁目）、約 230m、地表式、25m、名称、種別等の変更
- 幹線街路、3,4,3、栄町港丸の内線、宇和島市栄町港 1 丁目、宇和島市丸の内 3 丁目、（宇和島市丸の内 5 丁目）、約 1,120m、地表式、20m、幹線街路と平面交差 1 箇所、名称変更
- 幹線街路、3,5,6、栄町港築地町線、宇和島市栄町港 3 丁目、宇和島市築地町 2 丁目、（宇和島市弁天町 1 丁目）、約 1,100m、地表式、15m、自動車専用道路と立体交差 1 箇所、名称、種別等の変更
- 幹線街路、3,4,7、丸の内坂下津線、宇和島市丸の内 3 丁目、宇和島市坂下津、（宇和島市明倫町）、約 1,050m、地表式、18m、自動車専用道路と立体交差 2 箇所、幹線街路と平面交差 1 箇所
- 幹線街路、3,5,8、中沢町榊形線、宇和島市中沢町 1 丁目、宇和島市榊形町 3 丁目、（宇和島市文京町）、約 1,370m、地表式、12m、幹線街路と平面交差 2 箇所、名称変更
- 幹線街路、3,5,9、新町明倫町線、宇和島市新町 2 丁目、宇和島市明倫町、（宇和島市丸の内 5 丁目）、約 830m、地表式、12m、幹線街路と平面交差 2 箇所
- 幹線街路、3,5,10、恵美須町築地町線、宇和島市恵美須町 2 丁目、宇和島市築地町 1 丁目、（宇和島市朝日町 1 丁目）、約 1,150m、地表式、12m、幹線街路と平面交差 2 箇所、自動車専用道路と立体交差 1 箇所
- 幹線街路、3,5,12、文京町線、宇和島市文京町、宇和島市文京町、約 180m、地表式、12m、名称変更
- 幹線街路、3,5,25、寿町住吉町線、宇和島市寿町 1 丁目、宇和島市住吉町、（宇和島市朝日町 1 丁目）、約 830m、地表式、12m、自動車専用道路と立体交差 1 箇所、幹線街路と平面交差 1 箇所、

名称、種別等の変更

区画街路、7,6,1、須賀川南堤防線、宇和島市和霊元町4丁目、宇和島市住吉町2丁目、(宇和島市朝日町1丁目)、約1,060m、地表式、8m、自動車専用道路と立体交差1箇所、幹線街路と平面交差1箇所、名称、種別等の変更

「位置、区域及び構造は計画図表示のとおり」

2 都市計画道路に1,4,1保田高串線ほか6路線を次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

自動車専用道路、1,4,1、保田高串線、宇和島市保田、宇和島市高串、(宇和島市藤江、明倫町)、約6,240m、20m、

内訳、宇和島市寄松、宇和島市寄松、約360m、嵩上式、21m~34m

宇和島市宮下、宇和島市宮下、約470m、地下式、20m

宇和島市坂下津、宇和島市住吉町、約1,920m、嵩上式、20m~46m

宇和島市住吉町、宇和島市藤江、約410m、地下式、20m

宇和島市藤江、宇和島市伊吹町、約840m、地下式、20m

約2,240m、地表式、20m~53m、立体交差5箇所

なお、宇和島市寄松地内に入口1箇所、出口1箇所を設ける。入口、終

点方向、出口、起点方向、寄松地内で国道56号線に接続、

宇和島市坂下津地内に入口1箇所、出口1箇所を設ける。入口、

起点方向、出口、終点方向、坂下津地内で県道無月宇和島線に接続、

宇和島市曙町地先水面に入口2箇所、出口2箇所を設ける。入口、

起点方向、終点方向、出口、起点方向、終点方向、曙町地先水面

で街路錦町曙町線に接続、

宇和島市朝日町4丁目地内に出口1箇所、住吉町1丁目地内に入

口1箇所を設ける。入口、終点方向、出口、起点方向、朝日町4

丁目及び住吉町1丁目地内で県道吉田宇和島線に接続、

宇和島市高串地内に入口1箇所、出口1箇所を設ける。入口、起

点方向、出口、終点方向、高串地内で国道56号線に接続

幹線街路、3,3,4、錦町曙町線、宇和島市錦町、宇和島市曙町地先水面、(宇和島市恵美須町2丁目)、約800m、地表式、25m

なお、宇和島市錦町地内に約5,940m²の駅前広場を設ける。

幹線街路、3,5,23、和霊中町伊吹町北通線、宇和島市和霊中町2丁目、宇和島市伊吹町、(宇和島市泉町1丁目)、約1,210m、地表式、15m、国鉄予讃本線と立体交差1箇所、名称、種別等の変更

なお、宇和島市伊吹町地内に約750m²の駅前広場を設ける。

幹線街路、3,5,11、住吉町大浦線、宇和島市住吉町2丁目、宇和島市大浦、(宇和島市住吉町)、約1,500m、地表式、12m、名称、種別等の変更

幹線街路、3,4,13、曙町寿町線、宇和島市曙町、宇和島市寿町2丁目、約60m、地表式、16m

区画街路、7,6,2、中央町丸穂町線、宇和島市中央町2丁目、宇和島市丸穂町2丁目、(宇和島市丸穂町4丁目)、約280m、地表式、8m、名称、種別等の変更

区画街路、7,6,4、錦町新町線、宇和島市錦町、宇和島市新町2丁目、約100m、地表式、8m、名称、種別等の変更

「位置、区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由書

宇和島市は、国道 56 号線が市街部を南北に縦貫しており、同国道は県都と南予（宇和島以南）を結ぶ唯一の主要幹線である。近年のモータリゼーションの発展、市街地の都市化による自動車交通量が増大し、市内中心部において常時混雑、渋滞をひき起こしている。このため都市的機能低下はもちろん宇和島生活圈全体の生活、産業に深刻な影響を及ぼしているものである。宇和島市においてこのような状況を踏まえ、宇和島市総合計画基本構想に基づく道路網（街路）の見直しを行い、通過交通量の転換、周辺地域の土地利用の活性化を図るため、保田高串線（国道 56 号宇和島バイパス）を計画し健全な都市形成を目指すものである。また保田高串線（国道 56 号宇和島バイパス）の計画に伴い、路線の一部変更を行い市街地の合理的な土地利用を図るものである。1,4,1 保田高串線に係る事業の実施が周辺環境に与える影響については、以下の通りであり、都市計画を定める上で支障がないと判断する。

1,4,1 保田高串線の建設が環境に与える影響について

1 調査の結果

(1) 大気汚染

(ア) 二酸化窒素

本路線周辺における実測結果は次表のとおり。

【測定場所、用途地域、測定年月日、二酸化窒素濃度（測定期間平均）】

宇和島市曙町（市役所）、商業地域、昭和 58 年 6 月 19 日～6 月 26 日、0.016

宇和島市曙町（市役所）、商業地域、昭和 58 年 9 月 24 日～10 月 1 日、0.018

(イ) 一酸化炭素

本路線周辺における実測結果は次表のとおり。

【測定場所、用途地域、測定年月日、二酸化窒素濃度（測定期間平均）】

宇和島市曙町（市役所）、商業地域、昭和 58 年 6 月 19 日～6 月 26 日、0.6

宇和島市曙町（市役所）、商業地域、昭和 58 年 9 月 24 日～10 月 1 日、0.8

(2) 騒音

本路線周辺における実測結果は次表のとおり。

【測定場所、用途地域、測定年月日、時間の区分（朝、昼、夕、夜）】

宇和島市弁天町、準工業地域、昭和 57 年 10 月 20 日～10 月 28 日、53, 61, 58, 51

宇和島市明倫町、準工業地域、昭和 57 年 10 月 20 日～10 月 28 日、56, 63, 47, 44

宇和島市坂下津、工業地域、昭和 57 年 10 月 20 日～10 月 28 日、40, 51, 42, 38

宇和島市宮下、第 1 種住居専用地域、昭和 57 年 10 月 20 日～10 月 28 日、41, 49, 41, 42

(3) 振動

本路線周辺における実測結果は次表のとおり。

測定場所、用途地域、測定年月日、測定項目、測定値（最小値、平均値、最大値）

宇和島市明倫町、準工業地域、昭和 58 年 7 月 12 日～7 月 13 日、振動レベル

L_{10} [dB]、昼間 (38, 46, 51)、夜間 (20, 30, 42) 地盤卓越振動数[H₂]、(10, 14.3, 20)

(4) 地盤沈下

(5) 本路線近傍におけるボーリング調査資料から見ると、宇和島港沿岸部の三角州性低地、埋立地では軟弱地層が認められるが、この地域は高架構造で通過するため、周辺地域への地盤沈下の影響はない。その他の地域は地盤沈下をもたらすような軟弱地盤はない。

(6) 地形、地質

本路線近傍には学術上等の理由で貴重とされる特異な地形、地質の分布はない。

(7) 動植物

(ア) 動物

愛媛県全域にわたってカワウソが特別天然記念物として国の指定を受けているが、県の教育委員会の調査によれば、現在カワウソは豊後水道よりの西海地区に多少生息する程度とされており、計画路線周辺には生息しない。

(イ) 植物

本路線周辺には、天然記念物として貴重な植生の分布域はない。

(8) 自然景観

(9) 本路線周辺には、特に優れた自然景観は存在しない。

2 影響の内容及び程度

予測の対象時期は昭和 75 年とし、予測に用いる日交通量は 18100～29800 台/日とする。

(1) 大気汚染

(ア) 二酸化窒素

二酸化窒素のバックグラウンド濃度は昭和 58 年 6 月と 9 月の測定値の平均値(年平均とほぼ同程度である) 0.017 p.p.m とする。これを考慮すると予測値は 0.020～0.028 p.p.m (1 時間値の年平均値) となり、環境保全目標[0.02～0.03 p.p.m のゾーン内またはそれ以下(年平均値)]を満足する。

(イ) 一酸化炭素

一酸化炭素のバックグラウンド濃度は昭和 58 年 6 月と 9 月の測定値の平均値(年平均とほぼ同程度である) 0.7 p.p.m とする。これを考慮すると予測値は 0.72～0.82 p.p.m (1 時間値の年平均値) となり、環境保全目標[10p.p.m (1 時間値の 1 日平均値) を年平均値に換算した値 5.71 p.p.m 以下]を満足する。

(2) 騒音

予測結果は 33～61 ホンであり、一部の地域では環境保全目標 A 地域 60 ホン(中央値、昼)、55 ホン(中央値、朝夕)を上回る場所が見られる。

A 地域：第 1・2 種住居専用地域、住居地域

(3) 振動

道路交通振動は、現段階では実測データ(東名、東北道)に基づいて判断する。振動が最も大きくなると考えられる軟弱地盤地帯においても 52dB(昼間)であり、環境保全目標[第 1 種区域 65 dB、第 2 種区域 70dB]を満足する。

第 1 種区域：第 1・2 種住居専用地域、住居地域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

3 保全のための措置

予測の結果、騒音に関し環境保全目標を上回る可能性を有する一部の区間については、環境保全のための措置として適切な高さの遮音壁の設置等環境保全目標を満足できる措置を交通量の変化、沿道土地利用状況に応じて適切な講ずるものとする。

4 影響の評価

以上の結果、騒音について環境保全のための措置を適切に講ずれば、大気、振動等の環境項目を含め、保田高串線の建設に関して、周辺環境保全は図られるものと判断される。

第 440 号議案 南予レクリエーション都市計画道路の変更（宇和島市決定）

1 都市計画道路中

- 2,3,1 鶴島町和霊町線を 3,5,14 鶴島町和霊中町線、
- 2,3,2 鶴島町北新町線を 3,5,15 錦町鶴島町線、
- 2,3,3 錦町本町追手線を 3,5,16 錦町中央町線、
- 2,3,4 恵美須町文京町線を 3,5,17 本町追手明倫町線、
- 2,3,5 丸の内裡町線を 3,5,18 中央町 1 号線、
- 2,3,6 追手通御殿町線を 3,5,19 本町追手丸の内線、
- 2,3,13 朝日町築地線を 3,5,20 朝日町築地町線、
- 2,3,16 和霊町伊吹町線を 3,5,21 泉町伊吹町東通線、
- 2,3,17 丸の内桜町線を 3,5,22 丸の内桜町線、
- 1,小 1 宇和島停車場追手通線を 7,6,5 天神町本町追手線、
- 1,小,2 丸の内丸穂線を 7,6,6 新町丸穂町線、
- 1,小,8 新田町宮の下線を 7,6,7 新田町宮下線、
- 1,小,9 新内港須賀川線を 7,6,8 新内港須賀川線、
- 1,小,10 鶴島町湊町線を 7,6,9 鶴島町寿町線、
- 1,小,11 和霊町西通線を 7,6,10 和霊元町和霊町西通線、
- 1,小 14 京町潮音寺線を 7,6,11 愛宕町宇和津町線、
- 1,小 15 西江寺野川線を 7,6,12 大宮町野川線に名称を改め次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

- 幹線街路、3,5,14、鶴島町和霊中町線、宇和島市鶴島町、宇和島市和霊中町 2 丁目、（宇和島市和霊元町 1 丁目）、約 680m、地表式、12m、名称変更
- 幹線街路、3,5,15、錦町鶴島町線、宇和島市錦町、宇和島市鶴島町、約 270m、地表式、12m、名称、種別等の変更
- 幹線街路、3,5,16、錦町中央町線、宇和島市錦町、宇和島市中央町 1 丁目、（宇和島市新町 2 丁目）、約 580m、地表式、15m、名称変更
- 幹線街路、3,5,17、本町追手明倫町線、宇和島市本町追手 2 丁目、宇和島市明倫町、（宇和島市御徒町）、約 2,080m、地表式、12m、幹線街路と平面交差 2 箇所、名称、種別等の変更
- 幹線街路、3,5,18、中央町 1 号線、宇和島市中央町 1 丁目、宇和島市中央町 1 丁目、約 220m、地表式、12m、名称変更
- 幹線街路、3,5,19、本町追手丸の内線、宇和島市本町追手 2 丁目、宇和島市丸の内 3 丁目、（宇和島市丸の内 2 丁目）、約 640m、地表式、12m、幹線街路と平面交差 1 箇所、名称変更
- 幹線街路、3,5,20、朝日町築地町線、宇和島市朝日町 1 丁目、宇和島市築地町 2 丁目、（宇和島市弁天町 1 丁目）、約 1,060m、地表式、12m、自動車専用道路と立体交差 1 箇所、名称変更
- 幹線街路、3,5,21、泉町伊吹町東通線、宇和島市泉町 1 丁目、宇和島市伊吹町、約 680m、地表式、12m、名称変更
- 幹線街路、3,5,22、丸の内桜町線、宇和島市丸の内 2 丁目、宇和島市桜町、（宇和島市御殿町）、約 360m、地表式、12m、幹線街路と平面交差 1 箇所、名称変更
- 区画街路、7,6,5、天神町本町追手線、宇和島市天神町、宇和島市本町追手 2 丁目、（宇和島市大宮町 2

丁目)、約 1,000m、地表式、8m、名称変更

区画街路、7,6,6、新町丸穂町線、宇和島市新町 1 丁目、宇和島市丸穂町 4 丁目、約 360m、地表式、8m、幹線街路と平面交差 1 箇所、名称変更

区画街路、7,6,7、新田町宮下線、宇和島市新田町 2 丁目、宇和島市宮下、約 690m、地表式、8m、名称変更

区画街路、7,6,8、新内港須賀川線、宇和島市寿町 2 丁目、宇和島市朝日町 4 丁目、約 390m、地表式、8m、幹線街路と平面交差 2 箇所、名称変更

区画街路、7,6,9、鶴島町寿町線、宇和島市鶴島町、宇和島市寿町 1 丁目、(宇和島市恵美須町 2 丁目)、約 430m、地表式、8m、幹線街路と平面交差 2 箇所、名称、種別等の変更

区画街路、7,6,10、和霊元町和霊町西通線、宇和島市和霊元町 2 丁目、宇和島市和霊町、(宇和島市和霊元町 4 丁目)、約 420m、地表式、8m、幹線街路と平面交差 1 箇所、名称変更

区画街路、7,6,11、愛宕町宇和津町線、宇和島市愛宕町 3 丁目、宇和島市宇和津町 3 丁目、約 250m、地表式、9m、名称変更

区画街路、7,6,12、大宮町野川線、宇和島市大宮町 1 丁目、宇和島市野川、約 400m、地表式、9m、名称変更

「位置、区域及び構造は計画図表示のとおり」

2 都市計画道路に 3,5,24 寿町栄町港線ほか 8 路線を次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,5,24、寿町栄町港線、宇和島市寿町 2 丁目、宇和島市栄町港 3 丁目、約 140m、地表式、15m、名称、種別等の変更

区画街路、7,6,3、御幸町線、宇和島市御幸町 1 丁目、宇和島市御幸町 1 丁目、約 100m、地表式、8m、名称、種別等の変更

区画街路、7,6,13、寿町朝日町線、宇和島市寿町 2 丁目、宇和島市朝日町 4 丁目、約 490m、地表式、9m、幹線街路と平面交差 3 箇所

区画街路、7,6,14、弁天町住吉町線、宇和島市弁天町 1 丁目、宇和島市住吉町 1 丁目、約 520m、地表式、9m、幹線街路と平面交差 3 箇所

区画街路、7,6,15、明倫町 1 号線、宇和島市明倫町、宇和島市明倫町、約 280m、地表式、9m

区画街路、7,6,16、明倫町 2 号線、宇和島市明倫町、宇和島市明倫町、約 240m、地表式、9m

区画街路、7,6,17、坂下津 1 号線、宇和島市坂下津、宇和島市坂下津、約 90m、地表式、9m

区画街路、7,6,18、坂下津 2 号線、宇和島市坂下津、宇和島市坂下津、約 110m、地表式、9m

特殊街路、8,5,1、恵美須町中央町線、宇和島市恵美須町 1 丁目、宇和島市中央町 1 丁目、(宇和島市新町 1 丁目)、約 600m、地表式、12m、幹線街路新町明倫町線と平面交差、幹線街路中央町線と平面交差、自転車歩行者専用道路、名称、種別等の変更

「位置、区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由書

保田高串線(国道 56 号宇和島バイパス)の計画に伴い、全般的な市内道路網(街路)の見直しを行った結果、路線追加、一部変更を行い市街地の合理的な土地利用を図るものである。なお、住居表示実施により町名変更を行ったため併せて名称、位置の変更を行うものである。

第 441 号議案 南予レクリエーション都市計画公園の変更(愛媛県知事決定)

都市計画公園中、3,3,4 号保手公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積】

近隣公園、3,3,4、保手公園、宇和島市宮下字別当、宇和島市坂下津字ホウジケ谷、宇和島市坂下津字法事ヶ谷、宇和島市坂下津字法治ヶ谷、宇和島市坂下津字横浦、宇和島市坂下津字宮ノ越、宇和島市坂下津字東方、宇和島市坂下津字松ヶ峠、宇和島市坂下津字ホウジガ谷、約 2.7ha、園路、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、便益施設、管理施設、展望台
「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

昭和 53 年に決定した保手公園について、今般国道 56 号バイパス計画との整合性を考慮し、過般における宇和島市清掃工場の計画変更に伴い公共空地となっている土地等総合的かつ有効な土地利用を図るため一部計画区域を変更いたしたい。本公園を整備することにより、地域住民に健全なレクリエーションの場を提供し、住環境の向上をはかり、住民福祉に寄与しようとするものであります。

第 442 号議案 松山広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路に 3,4,29 号平田勝岡線を次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線道路、3,4,29 号平田勝岡線、松山市平田町、松山市勝岡町、（松山市馬木町）、約 3430m、地表式、16m、国鉄予讃線と立体交差、

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由

勝岡地区周辺の土地利用計画を勘案し検討した結果、その周辺地域の根幹となる幹線道路を計画的に配置するため、本案の通り変更するものである。

第 443 号議案 松山広域都市計画土地区画整理事業の決定（愛媛県知事決定）

都市計画勝岡土地区画整理事業を次のように決定する。

名称：勝岡土地区画整理事業

面積：約 21.6ha

公共施設の配置

道路：【種別、名称、幅員、延長、備考】

幹線街路、平田勝岡線、16m、約 890m

その他区画街路は幅員 4.3 m～8 m を適宜配置する。

公園及び緑地：【種別、名称、面積、備考】

児童公園、内新田公園、約 0.4 ha、予定

児童公園、六町公園、約 0.3ha、予定

公園は施行地区内の 2 か所に配置し、施行面積の約 3%を確保する。

その他の公共施設：用排水路は幅員 1.15m～3.0m とし、現在及び将来の土地利用状況等を考慮して配置する。

宅地の整備：住宅地としての発展を予想して約 200 m²～300m²を標準画地とする。

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由書

本地区は昭和 55 年 4 月に土地区画整理事業実施を条件に市街化区域に編入された地域であり、今後健全

な市街地の形成を図るため道路、公園等の公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を行い、もって公共の福祉に資するものである。

会議録（事務局説明と質疑のみ）

第 439 号議案、第 440 号議案

事務局：構造形式が嵩上式の区間は寄松と坂下津から住吉町の間で約 2,280m、地下式が宮下、藤江等の間で約 1,720m です。既設道路からバイパスへの出入りは起終点で現国道に接続する外、坂下津、新内港、朝日町にランプが計画されている。高架部の両側に幅員 8.75m の側道を設ける予定です。その他の都市計画道路の変更は、両議案併せて 44 路線ですが、宇和島バイパスの計画に伴い実質的な変更を行う路線は栄町港高串線ほか 12 路線で、その他の路線については道路の種別、名称等の変更であり、備考欄に名称種別等の変更と記載している。

委員：高串地区の人からの反対意見に対して、代替地のあっせん等宇和島市の方で万全を期するということであるが、周辺に平地が少ない地域でもあり、それぞれの方々の将来の生活設計を含めて円満且スムーズに解決できる見込みはないか。

事務局：事業化の時点で具体的に地元の話を進めたい。このバイパスは市にとって是非必要であり、地域の環境整備を含めて、代替地のあっせん等を進めていきたい。

委員：住民のいやがる場所へ穴をあけないで、手前に穴をあければよい。わざわざここにする理由は何か。

事務局：自動車専用道路のため高規格構造となり、線形、勾配等を考慮してこの場所が最適になった。

委員：この位の距離であれば、手前にずらせてもよいのではないか。

建設省：問題はトンネルの場所である。おっしゃるように手前のトンネルで通過すると、トンネルを出たところですぐに平面交差するので、見通しがきかず非常に危険である。またトンネルの勾配が急になり、やはりここしかない。

国鉄：宇和島市に 5,940m² の駅前広場を設けることと、伊吹町に 750 m² の駅前広場を設けることになっているが、これらの位置はどこか。

事務局：これは、現在の計画決定である。名称のみの変更で、今回の計画変更ではない。

第 442 号議案

委員：原則的に賛成ですが、建築許可（確認）に係る意見書の件について、計画案の発表前に建築許可（確認）がされたとのことですが、計画案が発表されてなくても計画案の発表のはるか以前に作業は進められているはずですから、批判するつもりはありませんが、これが縦割り行政の連絡不十分などころであるが、もう少し関係部局間の連絡ができていればこういうトラブルは未然に防げたと思うのですが、どうにかならなかったのですか。

事務局：どの時点で発表するかという非常に難しい問題ではありますが、運用によっては大変なことにもなりますので、今後は建築行政と両面から連絡を密にして適正に対応できるようにしていきたいと考えております。

委員：建築を途中でやめることになるのでしょうか、解決の具体策はどういうふうに対応するのですか。

事務局：都市計画道路の決定は、長期的な計画でございますし、また計画決定した後でも木造 2 階建てで簡易なものは建築ができますので、あえて建築をさしてくれ（建築許可）とかいう方もおりますし、そういう計画があるのであれば他に適地を求めてそこへ建てる方もおります。いろいろなケースバイケースの方法があります。計画区域内である程度具体化した計画があれば、建築確認申請が出てきた場合、お互いの内部で連絡し合って、その旨を建築主にお知らせして、どちらを選ぶかということは建築主の判断になることですが、適正に指導するように努めてまいりたいと考えております。

委員：この案件は、予定通りに建てさせて事業実施の段階で通常の立ち退き案件として処理するということになるのですか。

事務局：この案件の場合は、現在すでに建っていますので、事業実施の段階では移転してもらうことになります。

第 70 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 59 年 7 月 30 日）

第 444 号議案 今治広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園に第 5,5,3 号玉川総合公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

総合公園、5,5,3、玉川総合公園、越智郡玉川町大字摺木字小摺木、字浦ノ谷、字イヤシキ及び上ノ山並びに大字与和木字アカサカ及び字カキノクボ地内、約 10.9ha、主な施設、園路及び広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設、展望台

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

今治広域都市計画区域内においては、住民の余暇の増大に伴ってスポーツ、レクリエーション、文化活動等が盛んになり、総合的な施設と自然環境に恵まれた公園施設の整備が強く要望されるようになった。このような状況に対応して住民の地域活動をさらに普及奨励し、地域住民の心身の健全な発達と明るく豊かな生活を実現させるため、玉川総合公園を追加いたしたい。

第 445 号議案 松山広域都市計画公園の変更（松山市決定）

1 都市計画公園中第 77 号中筋公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、77、中筋公園、松山市福角町、約 0.10 ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

2 都市計画公園に第 95 号水安公園ほか 2 公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、95、水安公園、松山市古川町、約 0.16 ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

児童公園、96、来住公園、松山市来住町、約 0.29 ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

児童公園、97、飯岡公園、松山市別府町、約 0.20 ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

松山市における都市公園の総合的かつ効果的な整備を進めるため、水安公園ほか 2 公園を追加するとともに、中筋公園については、地域住民との調整をはかり隣接地に変更を行い児童の福祉の向上を図るとともに健全な都市整備を行うものである。

第 446 号議案 松山広域都市計画下水道の変更（松山市決定）

都市計画三津・中須賀都市下水路を都市計画松山公共下水道とし、松山公共下水道を次のように変更する。

1 下水道の名称：松山公共下水道

2 排水区域

【名称、面積、摘要】

松山公共下水道、約 4,723ha、中央排水区 3,015ha、西部排水区 1,708ha

「区域は、計画図表示のとおり」

3-1 下水管渠（污水）

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

- 1号幹線、生石町、道後湯之町、0.9m～5.0m、約 5,410m、中央処理区（合流管）
- 2号幹線、湊町 8 丁目、勝山町 1 丁目、1.0m～1.80m、約 2,810m、中央処理区（合流管）
- 3号幹線、竹原町 1 丁目、柳井町 2 丁目、1.0m～1.20m、約 1,160m、中央処理区（合流管）
- 4号幹線、湊町 8 丁目、藤原町、0.9m～1.35m、約 1,300m、中央処理区（合流管）
- 5号幹線、築山町、石手 2 丁目、0.30 m～1.95m、約 2,460m、中央処理区（合流管）
- 6号幹線、千舟町 5 丁目、此花町、0.40m～1.0m、約 1,960m、中央処理区（合流管）
- 中央 1号污水幹線、南江戸 4 丁目、北梅本町、0.25 m～1.65m、約 12,200m、中央処理区（分流管）
- 中央 2号污水幹線、南江戸 4 丁目、祝谷 3 丁目、0.25 m～0.90m、約 5,400m、中央処理区（分流管）
- 中央 3号污水幹線、生石町、和泉北 3 丁目、1.10m～1.50m、約 2,350m、中央処理区（分流管）
- 中央 4号污水幹線、保免町、今在家町、0.60m～1.10m、約 5,000m、中央処理区（分流管）
- 清水 1号污水幹線、萱町 6 丁目、清水町 4 丁目、0.25 m～0.70m、約 920m、中央処理区（分流管）
- 味生 1号污水幹線、南江戸 4 丁目、南江戸 6 丁目、0.25m～0.80m、約 820m、中央処理区（分流污水管）
- 久米 1号污水幹線、北久米町、北久米町、0.25m～0.30m、約 1,190m、中央処理区（分流管）
- 久米 2号污水幹線、来住町、平井町、0.25m～0.45m、約 2,950m、中央処理区（分流管）
- 桑原 1号污水幹線、枝松町 6 丁目、溝辺町、0.25m～0.60m、約 3,830m、中央処理区（分流管）
- 桑原 2号污水幹線、東本 1 丁目、正円寺 4 丁目、0.25m～0.35m、約 1,040m、中央処理区（分流管）
- 桑原 3号污水幹線、東本 2 丁目、畑寺 3 丁目、0.35m～0.40m、約 1,150m、中央処理区（分流管）
- 桑原 4号污水幹線、枝松町 6 丁目、三町 3 丁目、0.25m～0.35m、約 1,170m、中央処理区（分流管）
- 石井 1号污水幹線、天山町、東石井町、0.30m～0.35m、約 980m、中央処理区（分流管）
- 石井 2号污水幹線、古川町、星岡町、0.25m～0.60m、約 3,660m、中央処理区（分流管）
- 素鷲 1号污水幹線、朝生田町、小坂 1 丁目、0.25m～0.80m、約 2,820m、中央処理区（分流管）
- 素鷲 2号污水幹線、朝生田町、小坂 1 丁目、0.25m～0.80m、約 1,900m、中央処理区（分流管）
- 浮穴 1号污水幹線、北井門町、森松町、0.40m～0.60m、約 1,830m、中央処理区（分流管）
- 保免污水圧送幹線、土居田町、保免町、1.55m～1.80m、約 1,260m、中央処理区（分流管）
- 雨水吐口、文京町、道後北代、1.50m、約 270m、中央処理区（分流管）
- 溝辺污水幹線、石手 1 丁目、溝辺町、0.30m～0.35m、約 250m、中央処理区（分流管）
- 溝辺污水圧送幹線、石手 2 丁目、石手 1 丁目、0.20m、約 630m、中央処理区（分流管）
- 保免 1号污水幹線、保免町、保免町、0.35m～0.60m、約 800m、中央処理区（分流管）
- 保免 2号污水幹線、保免町、保免町、0.40 m～0.45m、約 450m、中央処理区（分流管）
- 1号増補管、生石町、湊町 8 丁目、2.00m、約 790m、中央処理区（合流管）
- 1号第 1 増補管、湊町 8 丁目、萱町 5 丁目、1.50m～2.00m、約 2,070m、中央処理区（合流管）
- 1号第 2 増補管、千舟町 8 丁目、平和通 1 丁目、1.35 m～4.60m、約 3,340m、中央処理区（合流管）
- 1号第 3 増補管、文京町、道後湯之町、1.20m～2.20m、約 1,150m、中央処理区（合流管）
- 2号増補管、南江戸 3 丁目、千舟町 8 丁目、5.00m、約 920m、中央処理区（合流管）
- 2号第 1 増補管、三番町 7 丁目、大街道 3 丁目、1.20m～1.65m、約 1,550m、中央処理区（合流管）
- 2号第 2 増補管、千舟町 7 丁目、勝山町 1 丁目、1.50m～2.40m、約 2,260m、中央処理区（合流管）

3号第1増補管、湊町8丁目、柳井町2丁目、1.35m～2.20m、約1,980m、中央処理区（合流管）

3号第2増補管、土橋町、土橋町、0.90m、約290m、中央処理区（合流管）

3号第3増補管、藤原町、藤原町、1.50m、約410m、中央処理区（合流管）

6号第1増補管、大街道1丁目、湊町3丁目、1.10m、約180m、中央処理区（合流管）

6号第2増補管、千舟町2丁目、湊町2丁目、0.70m、約100m、中央処理区（合流管）

6号第3増補管、勝山町1丁目、築山町、1.35m、約230m、中央処理区（合流管）

高浜汚水幹線、高浜町6丁目、高浜町1丁目、0.80m、約1,080m、西部処理区（分流管）

中須賀1号汚水幹線、三杉町、梅津寺町、0.35～0.80m、約2,480m、西部処理区（分流管）

中須賀2号汚水幹線、辰巳町、石風呂町、0.25～0.30m、約500m、西部処理区（分流管）

中須賀3号汚水幹線、三杉町、高山町、0.80m、約610m、西部処理区（分流管）

山西1号汚水幹線、三杉町、古三津3丁目、0.30～0.80m、約1,380m、西部処理区（分流管）

山西2号汚水幹線、山西町、祓川1丁目、0.80m、約660m、西部処理区（分流管）

山西3号汚水幹線、山西町、北斎院町、0.25～0.60m、約2,250m、西部処理区（分流管）

山西4号汚水幹線、山西町、山西町、0.30～0.40m、約1,120m、西部処理区（分流管）

三津浜1号汚水幹線、別府町、三杉町、1.50m、約2,590m、西部処理区（分流管）

三津浜2号汚水幹線、大可賀1丁目、山西町、0.80m、約650m、西部処理区（分流管）

三津浜3号汚水幹線、大可賀3丁目、別府町、0.35～0.60m、約1,400m、西部処理区（分流管）

北吉田汚水幹線、南吉田町、北吉田町、1.35～1.50m、約2,220m、西部処理区（分流管）

斎院1号汚水幹線、南吉田町、南斎院町、0.30～0.70m、約2,620m、西部処理区（分流管）

斎院2号汚水幹線、高岡町、南斎院町、0.30m、約260m、西部処理区（分流管）

斎院3号汚水幹線、南吉田町、高岡町、0.30～0.40m、約600m、西部処理区（分流管）

富久1号汚水幹線、東垣生町、南吉田町、1.50～1.65m、約1,290m、西部処理区（分流管）

富久2号汚水幹線、南吉田町、針田町、0.40～0.80m、約2,920m、西部処理区（分流管）

富久3号汚水幹線、南吉田町、余戸西6丁目、0.25～0.40m、約1,300m、西部処理区（分流管）

富久4号汚水幹線、南吉田町、南吉田町、0.30～0.40m、約790m、西部処理区（分流管）

南吉田汚水幹線、南吉田町地先、東垣生町、2.00m、約1,920m、西部処理区（分流管）

余戸1号汚水幹線、余戸西1丁目、保免町、0.30～0.60m、約790m、西部処理区（分流管）

余戸2号汚水幹線、余戸西1丁目、余戸南3丁目、0.35～0.45m、約960m、西部処理区（分流管）

東垣生汚水幹線、東垣生町、余戸西1丁目、0.80～1.20m、約2,230m、西部処理区（分流管）

西垣生1号汚水幹線、西垣生町、西垣生町、0.25～0.60m、約740m、西部処理区（分流管）

西垣生2号汚水幹線、西垣生町、西垣生町、0.35～0.40m、約330m、西部処理区（分流管）

西垣生3号汚水幹線、西垣生町、西垣生町、0.60m、約250m、西部処理区（分流管）

高浜汚水圧送幹線、梅津寺町、高浜町6丁目、0.20m、約250m、西部処理区（分流管）

大可賀汚水圧送幹線、北吉田町、別府町、1.00m、約560m、西部処理区（分流管）

西垣生汚水圧送幹線、西垣生町、西垣生町、0.50m、約1,220m、西部処理区（分流管）

その他、約715,280m、汚水管624,270m、合流管、91,010m、

3-2 下水管渠（雨水）

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

道後1号雨水幹線、祝谷6丁目、祝谷6丁目、0.90m、約380m、本庁排水区（分流管）

道後2号雨水幹線、祝谷4丁目、祝谷5丁目、0.90m、約210m、本庁排水区（分流管）

道後 3号雨水幹線、祝谷 3丁目、祝谷東町、0.90~1.00m、約 560m、本庁排水区（分流通管）
道後 4号雨水幹線、祝谷 3丁目、祝谷 4丁目、0.80~0.90m、約 310m、本庁排水区（分流通管）
道後 5号雨水幹線、道後姫塚、道後姫塚、1.00m、約 260m、本庁排水区（分流通管）
道後 6号雨水幹線、石手 2丁目、石手 2丁目、1.00m、約 180m、本庁排水区（分流通管）
道後 7号雨水幹線、紅葉町、石手 4丁目、1.00m~1.30m、約 300m、本庁排水区（分流通管）
清水 1号雨水幹線、御幸 1丁目、御幸 1丁目、0.90m、約 490m、本庁排水区（分流通管）
清水 2号雨水幹線、山越 1丁目、御幸 2丁目、0.90~1.30m、約 500m、本庁排水区（分流通管）
清水 3号雨水幹線、中央 1丁目、高砂町 3丁目、0.90~1.30m、約 1,000m、本庁排水区（分流通管）
新玉 1号雨水幹線、南江戸 4丁目、三番町 8丁目、1.30m~1.50m、約 1,220m、本庁排水区（分流通管）
新玉 2号雨水幹線、生石町、生石町、1.10m~1.50m、約 620m、本庁排水区（分流通管）
味生 1号雨水幹線、北斎院町、南江戸 6丁目、1.80m、約 720m、本庁排水区（分流通管）
雄郡 1号雨水幹線、空港通 1丁目、小栗 5丁目、1.00m~1.40m、約 1,270m、本庁排水区（分流通管）
雄郡 2号雨水幹線、空港通 1丁目、和泉北 2丁目、1.60m~2.28m、約 1,210m、本庁排水区（分流通管）
雄郡 3号雨水幹線、土居田町、土居田町、1.40m~1.50m、約 500m、本庁排水区（分流通管）
味酒 1号雨水幹線、衣山 2丁目、朝日ヶ丘 2丁目、0.80m~1.40m、約 600m、本庁排水区（分流通管）
味酒 2号雨水幹線、美沢 1丁目、美沢 1丁目、1.10m~1.30m、約 440m、本庁排水区（分流通管）
味酒 3号雨水幹線、愛光町、愛光町、0.90m~1.00m、約 230m、本庁排水区（分流通管）
余土 1号雨水幹線、保免町、和泉北 3丁目、1.00m~1.90m、約 870m、本庁排水区（分流通管）
湯山 1号雨水幹線、樽味 1丁目、上高野町、2.94m~5.88m、約 2,830m、小野川排水区（分流通管）
桑原 1号雨水幹線、畑寺 3丁目、東野 5丁目、1.30m~1.60m、約 1,400m、小野川排水区（分流通管）
桑原 2号雨水幹線、松末 2丁目、樽味 3丁目、1.10m~1.90m、約 1,740m、小野川排水区（分流通管）
桑原 3号雨水幹線、松末 2丁目、枝松町 2丁目、1.10m~1.90m、約 1,220m、小野川排水区（分流通管）
久米 1号雨水幹線、松末 2丁目、福音寺町、1.20m~1.60m、約 1,370m、小野川排水区（分流通管）
素鷲 1号雨水幹線、朝生田町、小坂 2丁目、1.00m~3.00m、約 2,160m、小野川排水区（分流通管）
素鷲 2号雨水幹線、天山町、祇園町、1.10m~1.60m、約 1,020m、小野川排水区（分流通管）
素鷲 3号雨水幹線、朝生田町、立花 3丁目、1.00m~1.40m、約 810m、小野川排水区（分流通管）
素鷲 4号雨水幹線、朝生田町、立花 6丁目、1.00m~1.90m、約 900m、小野川排水区（分流通管）
石井 1号雨水幹線、朝生田町、天山町、1.00m~1.10m、約 670m、小野川排水区（分流通管）
持田雨水幹線、錦町、持田町 1丁目、1.10m~1.80m、約 1,450m、本庁排水区（分流通管）
平和通雨水幹線、清水町 2丁目、道後町 3丁目、1.00m~2.14m、約 1,580m、本庁排水区（分流通管）
新玉 3号雨水幹線、南江戸 3丁目、南江戸 1丁目、1.40m、約 450m、本庁排水区（分流通管）
道後 8号雨水幹線、道後湯之町、道後湯之町、1.40m、約 450m、本庁排水区（分流通管）
道後 9号雨水幹線、道後湯之町、祝谷 1丁目、1.30m~2.00m、約 720m、本庁排水区（分流通管）
道後 10号雨水幹線、道後多幸町、祝谷 1丁目、1.10m、約 400m、本庁排水区（分流通管）
高浜 1号雨水幹線、高浜町 6丁目、高浜町 5丁目、2.00m、約 70m、高浜第 1排水区（分流通管）
高浜 2号雨水幹線、高浜町 1丁目、高浜町 1丁目、4.20m、約 280m、高浜第 2排水区（分流通管）
梅津寺雨水幹線、梅津寺町地先、梅津寺町、1.30m~1.40m、約 220m、梅津寺排水区（分流通管）
石風呂 1号圧力幹線、辰巳町、石風呂町、2.00m~2.20m、約 930m、石風呂排水区（分流通管）
石風呂 2号圧力幹線、石風呂町、新浜町、1.35m、約 420m、石風呂排水区（分流通管）
石風呂 3号圧力幹線、石風呂町、松の木 2丁目、1.20m、約 40m、石風呂排水区（分流通管）

中須賀 1 号雨水幹線、三杉町、北山町、1.30m～2.70m、約 1,910m、中須賀第 1 排水区（分流管）
中須賀 2 号雨水幹線、三杉町、みどりヶ丘、1.30m～3.50m、約 1,810m、中須賀第 1 排水区（分流管）
中須賀 3 号雨水幹線、古三津 1 丁目、山西町、1.60m～1.80m、約 1,170m、中須賀第 1 排水区（分流管）
中須賀 4 号雨水幹線、古三津 5 丁目、古三津 5 丁目、1.20m、約 210m、中須賀第 1 排水区（分流管）
中須賀 5 号雨水幹線、会津町、東山町、1.30m～2.10m、約 980m、中須賀第 1 排水区（分流管）
中須賀 6 号雨水幹線、三杉町、衣山 5 丁目、1.80m～2.60m、約 3,010m、中須賀第 1 排水区（分流管）
中須賀 7 号雨水幹線、辰巳町、辰巳町、1.50m～2.00m、約 160m、中須賀第 2 排水区（分流管）
中須賀第 1 放流渠、住吉 1 丁目、三杉町、2.00m～3.30m、約 100m、中須賀第 1 排水区（分流管）
中須賀第 2 放流渠、住吉 1 丁目、三杉町、3.40m、約 120m、中須賀第 1 排水区（分流管）
中須賀第 3 放流渠、辰巳町、辰巳町、2.00m、約 170m、中須賀第 2 排水区（分流管）
宮前 1 号雨水幹線、別府町、別府町、1.20m～1.40m、約 310m、宮前第 2 排水区（分流管）
宮前 2 号雨水幹線、別府町、北斉院町、1.50m～2.20m、約 790m、宮前第 3 排水区（分流管）
宮前 3 号雨水幹線、北斉院町、北斉院町、2.00m、約 210m、宮前第 4 排水区（分流管）
大可賀雨水幹線、大可賀 3 丁目、別府町、1.50m～1.80m、約 1,270m、大可賀排水区（分流管）
大可賀放流渠、大可賀 3 丁目、大可賀 3 丁目、3.90m～8.00m、約 400m、大可賀排水区（分流管）
北吉田 1 号雨水幹線、北吉田町、北吉田町、1.70m～3.00m、約 910m、北吉田排水区（分流管）
北吉田 2 号雨水幹線、北吉田町、北吉田町、1.60m、約 360m、北吉田排水区（分流管）
南吉田雨水幹線、南吉田町地先、南吉田町、1.80m～2.20m、約 1,020m、南吉田排水区（分流管）
堂之元 1 号雨水幹線、南吉田町、高岡町、1.60m～2.80m、約 1,220m、堂之元第 2 排水区（分流管）
堂之元 2 号雨水幹線、南吉田町、高岡町、2.00m～2.50m、約 740m、堂之元第 3 排水区（分流管）
堂之元 3 号雨水幹線、高岡町、南斉院町、1.40m～3.50m、約 1570m、堂之元第 3 排水区（分流管）
堂之元 4 号雨水幹線、南斉院町、南斉院町、1.60m～1.70m、約 360m、堂之元第 4 排水区（分流管）
洗地 1 号雨水幹線、西垣生町、西垣生町、1.80m、約 70m、洗地第 2 排水区（分流管）
洗地 2 号雨水幹線、久保田町、土居田町、2.00m～3.20m、約 2,680m、洗地第 6 排水区（分流管）
洗地 3 号雨水幹線、久保田町、土居田町、1.60m～2.60m、約 3,010m、洗地第 5 排水区（分流管）
洗地 4 号雨水幹線、余戸西 4 丁目、保免町、2.00m～2.80m、約 2,930m、洗地第 4 排水区（分流管）
洗地 5 号雨水幹線、南斉院町、生石町、1.70m、約 780m、洗地第 6 排水区（分流管）
洗地 6 号雨水幹線、生石町、生石町、1.60m、約 220m、洗地第 6 排水区（分流管）
垣生雨水幹線、西垣生町、西垣生町、1.80m、約 70m、垣生排水区（分流管）
三段地 1 号雨水幹線、西垣生町、西垣生町、2.20m、約 170m、三段地第 3 排水区（分流管）
三段地 2 号雨水幹線、余戸西 3 丁目、保免町、1.70m～4.00m、約 2,880m、三段地第 6 排水区（分流管）
三段地 3 号雨水幹線、余戸西 3 丁目、余戸中 1 丁目、1.60m～6.00m、約 1,170m、三段地第 6 排水区（分流管）
三段地 4 号雨水幹線、余戸西 3 丁目、余戸南 1 丁目、1.70m～4.70m、約 1,870m、三段地第 6 排水区（分流管）
三段地 5 号雨水幹線、余戸西 3 丁目、余戸南 4 丁目、2.00m～3.30m、約 730m、三段地第 6 排水区（分流管）
その他、約 374,080m

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ場

4-1 汚水ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

保免中継ポンプ場、保免町、約 810m²、ポンプ 36.7m³/分

第1中継ポンプ場、南江戸4丁目、処理場内、ポンプ 3.5m³/分
溝辺中継ポンプ場、石手1丁目、約 70m²、ポンプ 1.7m³/分
高浜汚水中継ポンプ場、高浜町6丁目、約 380m²、ポンプ 2.06m³/分
大可賀汚水中継ポンプ場、別府町、約 1,600m²、ポンプ 47.13m³/分
垣生汚水中継ポンプ場、西垣生町、約 270m²、ポンプ 5.41m³/分

「区域は、計画図表示のとおり」

4-2 雨水ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

中須賀第1雨水排水ポンプ場、三杉町、約 4,200m²、ポンプ 357.54m³/分
中須賀第2雨水排水ポンプ場、三杉町、(約 4,200m²)、ポンプ 1,064.64m³/分
中須賀第3雨水排水ポンプ場、辰巳町、約 2,500m²、ポンプ 170.28m³/分
大可賀雨水排水ポンプ場、大可賀3丁目、約 670m²、ポンプ 349.0m³/分
朝日橋雨水排水ポンプ場、神田町、約 150m²、ポンプ 31.74m³/分

「区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

中央処理場、生石町、南江戸4丁目、約 115,000m²、中級処理、約 43,280 m³/日、高級処理、約 168,160 m³/日
西部処理場、南吉田町地先、約 141,000m²、高級処理、約 111,400 m³/日

「位置は計画図表示のとおり」

変更理由

松山広域都市計画下水道は、前回昭和59年2月に合流区域の見直しに伴う計画決定変更を行ったが、今回西部排水区(1708ha)を追加変更し同区域の生活環境、水質保全の確立を図るものである。

第447号議案 松山広域都市計画道路の変更(愛媛県知事決定)

都市計画道路中Ⅱ,2,7号立花町古川線を3,4,19号立花朝生田線に、Ⅱ,3,13号末広町線を3,4,35号千舟町古川線に名称を改め、3,4,19号立花朝生田線ほか1路線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線道路、3,4,19号立花朝生田線、松山市立花五丁目、松山市朝生田町、(松山市拓川町)、約 510m、
地表式、16m

幹線道路、3,4,35号千舟町古川線、松山市千舟町五丁目、松山市古川町、(松山市朝生田町)、約 3,770m、
地表式、16m、伊予鉄横河原線と平面交差、幹線街路と平面交差4箇所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由

都市化の進展に伴い、急増している都心部と南部市街地を連絡する交通需要に対応するため再検討した結果、本案の通り変更するものである。

第448号議案 大洲都市計画道路の変更(愛媛県知事決定)

都市計画道路中3,4,5号大洲停車場南線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄

【道等との交差の構造】

幹線街路、3,4,5、大洲停車場南線、大洲市大字中村字飛窪、大洲市大字田口字ショウザン、(大洲市中村宮ノ前)、約 420m、地表式、16m

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

変更理由書

現市道敷地の利用及び街路施行後における市街地の再整備等地区周辺の土地利用計画を勘案し検討した結果、本案の通り変更するものである。

会議録（事務局説明と質疑のみ）

第 446 号議案

委員：松山空港の拡張計画の決定済みのものとの関連、現在決定されている 2500m だけでなく、将来の計画との整合性について問題はないか。

事務局：松山港の港湾計画は 59 年 1 月に変更されているが、この付近に下水道処理場の都市開発用地と現在の空港の地先に交通施設用地として約 500m 沖に出すような港湾計画の変更になっております。

委員：将来の計画で横の問題はないか。

事務局：将来的に駐機場を計画していると聞いているが、こちらに向けて滑走路を延長することは聞いていない。

委員：将来においても下水道との競合はないか。

事務局：ありません。

第 447 号議案

事務局：末広町線は松山市千舟町五丁目から室町 2 丁目の石手川に至る路線で、現在県病院から石手川の間約 330m の整備が進められている。今回この路線を松山環状線まで延長するとともに、現在、立花町 5 丁目から古川町間に決定されている立花町古川町線と一本化し、名称を千舟町古川線に変更します。また立花町古川町線は末広町線の変更に伴い、名称を立花朝生田線に変更します。